

小浜市協働のまちづくりにふさわしい地域拠点  
( 公民館 ) のあり方について

平成26年3月

小浜市協働のまちづくりにふさわしい地域拠点  
( 公民館 ) のあり方調査・研究WG

# 目 次

協働のまちづくりにふさわしい地域拠点（公民館）の調査研究について	1
1 公民館の現状と課題	
（1）小浜市の公民館の歴史・沿革	4
（2）小浜市の公民館の現状と問題点	5
（3）小浜市の公民館の課題	6
2 協働のまちづくりにふさわしい公民館の新しい姿	
（1）小浜市の公民館運営の基本的な考え方	8
（2）小浜市の公民館に求められる役割・機能	10
（3）目指す「公民館を拠点とした協働のまちづくり」	11
（4）「公民館を拠点とした協働のまちづくり」の効果と課題	11
3 参考資料	
（1）先進地事例について	14
（2）地域づくり包括交付金モデル事業（仮称）の創設について（案）	23
（3）まちづくり委員会の「地区まちづくり協議会化」について（案）	31
（4）地区まちづくり協議会設立設置マニュアルおよび協議会規則について（案）	39
（5）公民館条例の廃止・コミュニティセンター設置条例について	63
（6）公民館を拠点とした地域づくりスケジュール（案）	65
（7）行政区と地区まちづくり協議会との役割分担(棲み分け)の考え方	66
（8）各地区、各種団体との意見交換結果報告	67
（9）協働のまちづくりにふさわしい地域拠点（公民館）Q & A	69
（10）公民館関係法令	75
（11）これまでの取組みと今後のスケジュール	78
（12）協働のまちづくりにふさわしい地域拠点（公民館）課長・WG名簿	80

## 協働のまちづくりにふさわしい地域拠点（公民館のあり方）調査研究について

### 調査研究目的

地域住民や地域の各種団体を熟知し、地域住民の最も身近な公共施設である公民館について、生涯学習の拠点施設ならびに地域コミュニティの拠点施設として活用するため、地域コミュニティの活性化に向けた小浜市の施策の調査・研究を行い、市民と行政が適切な協力関係のもとに支え合う「協働のまちづくり」の実現をめざす。

### 調査研究に至る経緯

小浜市社会教育委員の会からの提言（今後の公民館のあり方とその充実策について）〔平成21年10月〕【抜粋】

#### 6. 提言

高齢者対策・少子化などの福祉事業、地産地消・地産物に関する情報の発信など生活に密着し、公民館で実施する方がより有効と思われる事業は、予算を含めた形で公民館に依頼し、実施することを全庁で検討していただきたい。

これからのまちづくりには、生活に密着した事業など、地域で実施した方がより効果がある事業は、予算を含めた形で委託することにより、特性ある地域活動がますます活発化し、地域発展に繋がると考えられる。地域でできることは、地域に任すことが必要ではないだろうか。

行政経営プラン（第1期）における位置付け〔平成23年2月策定〕【抜粋】

#### （4）市民との協働体制の確立 市民参加の促進 4. 公民館体制のあり方検討

地区公民館について、生涯学習だけでなく地域主体のまちづくりを推進するための拠点施設として位置づけ、各地域の特性を活かした個性ある活動が行えるよう、各地区に応じた運営・推進体制について検討する。

第5次総合計画における位置付け〔平成23年3月策定〕【抜粋】

#### 第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

##### 第1項 社会教育 第4号 社会教育の推進

- ・公民館を拠点として、環境・自然・伝統行事など、地域特性を活かしたまちづくりを推進し、地域の活性化を図る。
- ・地域住民が集う拠点施設として、公民館のコミュニティ機能を充実する。

協働のまちづくり基本指針における位置付け〔平成24年3月策定〕【抜粋】

#### 第4章「協働」を推進するために 1. 協働の推進方策 （4）協働を推進するための環境づくり（地域協働型のまちづくり）

- ・協働のまちづくりにふさわしい地域拠点のあり方の調査研究

市長マニフェスト〔平成24年7月〕【抜粋】

2.地域/人づくり 新しい地域づくり拠点の研究整備(地域協働型まちづくり推進)

これまで「いきいきまちづくりプラン推進事業」や「夢づくりコミュニティ支援事業」などの地域活動を通じて培われてきた、地区単位の地域コミュニティを基本に進めていくことが本市の特色を活かした協働のまちづくりにつながっていく。

今後もこの方法を活かした協働のまちづくりを進めていく中で、協働のまちづくりにふさわしい地域拠点(公民館)のあり方の研究・整備に取り組むことが必要不可欠であり、そのための課題も多いと考えられることから、庁内での検討を進めていく。

議会一般質問における公民館のあり方に関する主な質疑

【平成21年6月】

Q これからの公民館のあり方について、職員体制や公民館の運営方法等について、どのように考えているのか。(垣本議員)

A 公民館の運営方法について、将来的には地域の運営委託を含めたよりよい方法を調査研究し、地域コミュニティの拠点となる公民館を目指していく。(森下教育長)

【平成24年6月】

Q 協働のまちづくりを推進するうえで、地域の活動拠点となる公民館をどのように考えているか。(垣本議員)

A 地域住民や地域の各種組織を最も熟知し、地域の活動拠点となっている公民館を中心に協働のまちづくりを推進していく。(松崎市長)

【平成24年9月】

Q 所信表明における「新しい地域づくりの拠点の研究整備」について、具体的に説明願いたい。(下中議員)

A 「新しい地域づくり拠点の研究整備」とは、これまで、地域住民や地域の各種団体を熟知し、地域の最も身近な施設として親しまれ、活動拠点ともなっている公民館について、協働のまちづくりにふさわしい機能や役割の調査・研究を行い、これを実現するための手法等を検討していくものである。

公民館は、従来から、「地域の社会教育施設、地域における生涯学習支援の拠点」としての役割を担ってきたが、今後、地域課題を解決するための活動を継続的に支援する「人づくり・地域づくり拠点施設」という役割も担うことが求められている。

今後は、庁内で他市町村のさまざまな事例の調査研究を行い、検討結果について、議会のみなさんの意見をお聞きしながら、その上で地域との協議を進めていきたい。(松崎市長)

【平成24年12月】

Q 社会教育だけでなく行政の末端拠点施設としての役割をどう考えるのか。(西本議員)

A 今後においても、地域づくり、地域活動の拠点施設として、安全安心の地域づくりとしての防災拠点、地域に密着したコミュニティ施設としての役割が増す。

その観点から市行政と地域をつなぐため、公民館職員の能力向上を図るとともに、

引き続き行政情報の提供や地域における市民サービス窓口としての機能アップに努める。

また、協働のまちづくりにふさわしい地域拠点としての公民館の在り方については、市長部局との連携を一層深めるなかで、調査・研究を重ねることが必要であり、今後、地域の皆様とともに協議を進めていく。(芝田教育部長)

【平成25年6月】

Q 公民館の運営について、運営移譲の方向性どうなっているか。(風呂議員)

A 公民館の方向性については、マニフェストで掲げた協働を進めていくための「新しい地域づくり拠点の研究整備」として、現在庁内でワーキンググループを設置し、協働のまちづくりにふさわしい今後の公民館の機能・役割はどうあるべきか職員の体制・身分をどうするのか

これまでどおり市が直営で管理運営していくのがいいのか、地域に運営を委ねるのがいいのか、それぞれのメリット・デメリット等さまざまな事例や項目についての調査研究をさせている。

また、当然地域においては、受け皿となる組織体制の整備や、継続的に組織を存続していただくことが可能かどうか等、地域の皆さまとの協議も不可欠である。

公民館運営の方向性の決定については、先進地の取り組み事例からも、第三者委員会での審議等、慎重かつ丁寧な手順が必要と考えており、現在の教育委員会所管でいいのかどうか等も含め検討する。(松崎市長)

今後、地域の皆様とともに協議を進めていく。(芝田教育部長)

【平成25年12月】

Q 災害時の公民館の役割について、今後、社会教育の場所貸しでなく、地域の拠点となり、防災の拠点となるべきと考える。(垣本議員)

A 公民館の職員の立場は、「職員初動マニュアル」において、避難施設の職員として氏名は明記されているものの、災害時の配備や召集については行っていない。

また、公民館長の職務としては、生涯学習の推進および地域づくりに関する事務で、二次被害にあうことも想定され、それらに対する災害補償の定めがない等のことから、事後の施設点検・報告等にとどまっているが、実際の災害時には、各団体との連絡調整を行い、地区内の被害状況等を取りまとめている館長もおられる。

これらのことを踏まえ、今後の公民館のあり方については、将来、社会教育法に基づき設置された「公民館」を、市長部局が所管する「コミュニティセンター」に運営を切り替えていくことも視野に入れ、防災拠点としての公民館の役割も含め、事業内容・運営管理・職員体制など、広く地域拠点化に向けた課題と方向性について、庁内のワーキンググループ会議で検討を重ねている。

## 1. 公民館の現状と課題

### (1) 公民館の歴史・沿革

公民館は、荒れ果てた郷土を復興し、民主主義の根付いた社会を作っていくために生み出されたもので、地域の総合的社会教育施設として、戦後間もない昭和21年7月5日付けの文部次官通牒「公民館の設置運営について」により設置が提唱され、その後、昭和24年の社会教育法の制定によって法的に位置付けられた。

その目的は社会教育法および各市町村が定める公民館設置条例に基づき、各種学級講座や講習会等の実施のほか、図書等を設置し広くその利用を図るとともに、各種団体・機関の連絡調整を図ることとしている。

法的な整備と合わせて、全国各地に公民館が設置され、昭和30年代には、農村の過疎化や都市の人口急増による都市問題の発生などを背景とし、そうした課題を解決する力を身につける場として公民館への期待が高まり、「教育機関としての公民館」としての性格が強まった。

その後、昭和50年代から60年代にかけては、「生涯教育」の重要性が叫ばれるようになり、経済発展を背景として余暇時間の増大に対応する生活の質的な向上を実現するための「生涯学習」を主に実施してきた。

平成10年代には、国の地方分権一括法による社会教育法の改正等に伴い、公民館は自主的な学習活動の支援等のほか、地域づくりに関わる活動支援や地域連帯意識の向上等に寄与することが求められるようになった。

近年は社会情勢の変化や生活環境の変化に伴い、公民館は多種多様な生涯学習の場としての役割に加え、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割が重要となってきた。

全国的に、公民館からコミュニティ施設へ転換される例も少なくなく、文部科学省社会教育調査によると、平成17年度は18,182館であった公民館の数は、平成23年度には15,399館と約15.3%減少している。

また、平成15年度から施行され全国的に広まった公共施設の指定管理者制度については、公民館もその例外ではなく、公民館の指定管理者制度の導入数は、平成17年度は672館であったのが、平成20年度では1,351館と倍増しており、公民館数は減少しているにもかかわらず、指定管理の導入件数は全国的に急増している。

## (2) 小浜市の公民館の現状と問題点

小浜市には、市内の小学校単位に12の公民館が存在し、その多くは昭和40年代から50年代にかけて整備されたもので、建築年数の経過とともに、老朽化が進んでいる。

今後、特に、老朽化が進んでいる公民館については、計画的な補修を行うなど、緊急度を優先した修繕等を行うとともに、改築も含めた施設環境を整える必要がある。

公民館の運営は、全ての公民館を市の直営で運営しており、年間に延べ約10万5千人(平成24年度)もの市民が利用しているが、地区人口に対する利用者数は公民館によって大きく異なっている。

職員体制については、館長は平成10年度から、また、主事は1年間の臨時職員の期間を経て、平成12年度から全て嘱託職員であり、平成15年度から「いきいきまちづくりプラン推進事業」にも関わっており、全地区館長1名、嘱託職員2名の3名体制となっている。

その主な業務は、施設の維持・管理、サークルや団体の会議などの場所を提供する貸館業務、敬老会、慰霊祭、体育祭、ふるさとまつりの4大行事の開催、公民館が事業主体となって行う、防災・防犯、健康づくり、児童の健全育成、まちづくりなどをテーマとした講座の開催などである。

また、地区区長会、地区婦人会、地区老人クラブ、まちづくり委員会など、公民館ごとに形式は異なるものの各種団体の事務局が置かれており、それぞれの団体の事業などが公民館業務となっている。

こうした事務局を置く団体が多ければ多いほど、必然的に公民館の業務量が多くなる半面、このネットワークが公民館を形成する原動力となっているため、地域との結びつきも強くなる傾向にあるが、一部の団体では、公民館に業務のほとんどを任せきりという過度な依存をしている状況があり、団体の自立という点が問題となっている。

この他、近年では、市担当課からの各種委員の選出や募金、苗木などの配布、取りまとめ、要望事項の照会、集約、各種行事への協力依頼、各種事業における担当課との連絡調整など、事務量が年々増加しているため、公民館で本来取り組むべき事務のあり方の見直しが不可欠となっている。

また、平成13年度から「いきいきまちづくりプラン推進事業」が始まり、各地区のまちづくり委員会において、地域の特色や資源を活かした取組みが実施されており、ほとんどの公民館が事務局となっているが、地区により関わり方に違いがみられる。

なお、平成22年度からは市民協働を推進する観点から、公民館を拠点とした、地域住民との協働による地域づくり事業に対して支援を行っており、公民館は生涯学習拠点に加え地域づくりリーダーの情報交換の場、連絡調整の場としての役割も担っている。

### (3) 小浜市の公民館の課題

#### コミュニティ施設としての新たな役割

地方分権の進展等社会情勢の変化に伴い、従来の生涯学習としての機能だけでなく、これまで以上に地域住民による自主的な地域づくりを進めるコミュニティの拠点としての役割が地域から求められている。

このため、これからの公民館は、小浜市が進める協働のまちづくりにふさわしい地域拠点としての役割を重視していくとともに、事業や運営についても、地域の拠点としての観点から検討していく必要がある。

#### マンパワーの確保

今後、公民館が新たな事業やサービスを展開するには、公民館の職員の力だけで行っていくことは困難である。

このため、職員以外に公民館を支える新たなマンパワーが必要であり、地域に埋もれている人材の発掘や、事業を通して公民館を支える人材の育成に努めていく必要がある。

#### 関係団体への自立支援

公民館に事務局を置く関係団体のほとんどが公益的な役割を担っているなど、地域づくりに必要不可欠な団体であるといえるが、公民館が過重な事務を担うことは望ましい姿でなく、団体そのものの自立を妨げる可能性がある。

団体に活動の意味や活動における満足感、達成感などを理解してもらうためにも、公民館が事務的に団体事務を担うのではなく、団体の自立や活動の活性化への支援を行っていくことが必要である。

#### 行政が担う役割の明確化

これまで全ての公民館を市の直営で運営してきたが、少子・高齢化、人間関係が希薄化する社会において、公民館の役割は、災害等における避難所、放課後等に子どもたちが集う場として、多様にわたることから、今後とも、行政が包括的に一括管理することが適しているとはいえない。

このため、行政として担うべき役割を明確にし、地域に運営を委ねる指定管理者制度の導入を検討するなど、地域特性を活かした柔軟な運営を行っていく必要がある。

なお、指定管理者制度などの導入にあたっては、意欲のある団体を対象にまずモデル的に実施し、その事業の検証結果を踏まえ制度設計を行うとともに、行政が庁内関係課で連携しながら、支援体制の構築を検討しなければならない。

#### 新たなコミュニティビジネスの展開

公民館については、各区からの運営負担金、イベントの開催に伴う参加料などを



除くその他の財源はほとんどなく、また、社会教育法で営利を目的とする事業は禁じられている。

しかしながら、これからの公民館においては、地域資源を活用するなどの新たな収益事業を展開し、その収益を新たに次の公益的事業の実施に活用していくなどの地域で事業に要する財源を確保する仕組みづくりや、地域課題についてビジネス的手法によって解決するなどという、新たな可能性の展開を検討していく必要がある。

#### 老朽化した施設への対応

昭和40年代から50年代にかけて整備された公民館は、建築年数の経過とともに老朽化が著しく、また、耐震基準を満たしていないことから、計画的に補修を行うなど緊急度を優先した修繕等を行うとともに、特に、老朽化が進んでいる公民館については、改築を含めた整備を検討する必要がある。

また、これからの公民館は、災害時における避難所としての機能を有するなど、防災面においても重要な拠点となることを想定する必要がある。

## 2 . 協働のまちづくりにふさわしい公民館の新しい姿

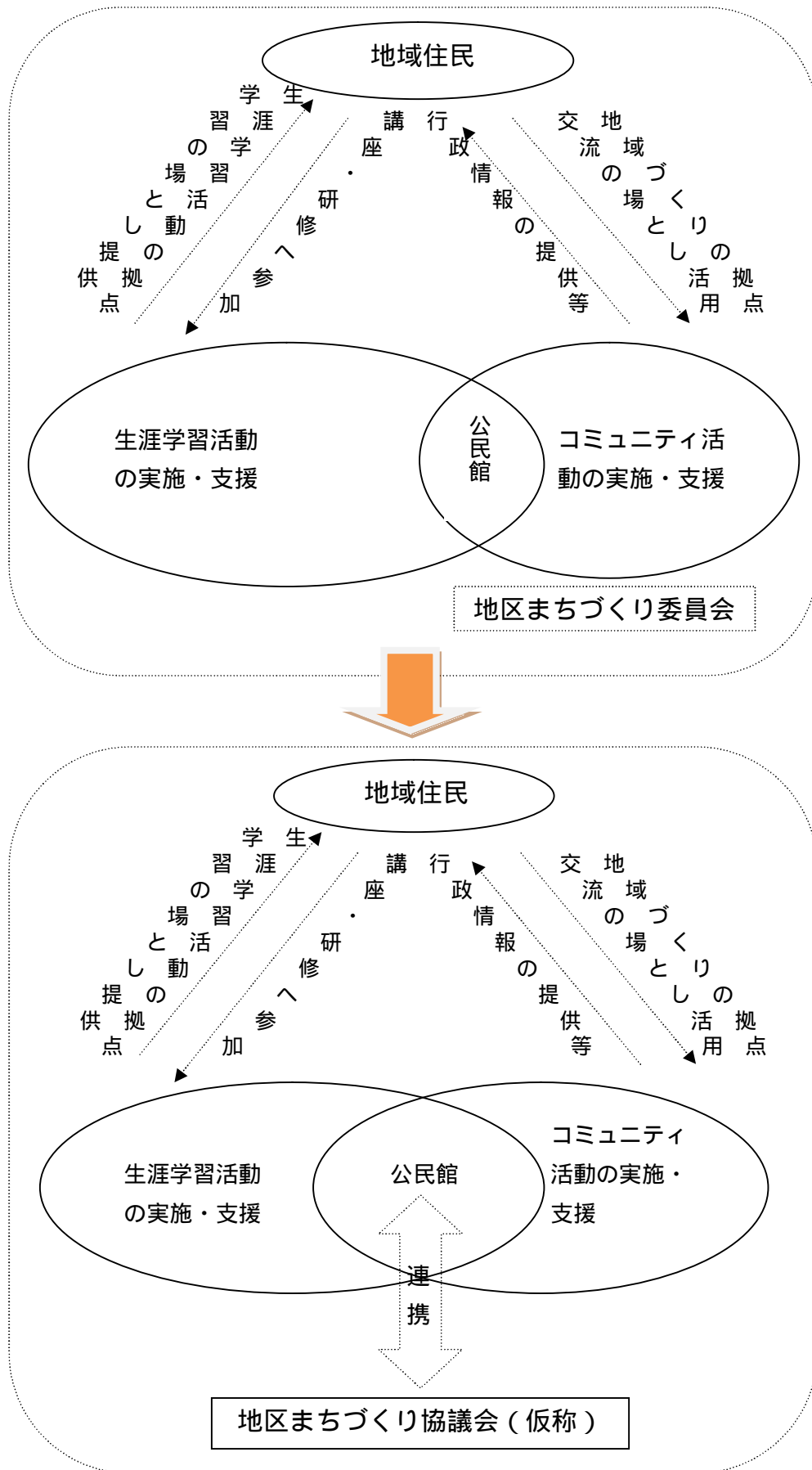
### ( 1 ) 小浜市の公民館運営の基本的な考え方

全国に公民館が設置されるようになってから60年以上が経過し、社会情勢の変化とともに公民館の果たす役割について大きな変化が生じてきている。

これまでの趣味・教養のための生涯学習の場としての拠点としてだけでなく、「地域づくり」や「地域コミュニティ」のさらなる活性化のための拠点施設として新たな役割が期待されている。

このため、小浜市の現状と問題点および課題を踏まえて、小浜市がめざすべきこれからの公民館の姿を「地域が支える、地域づくりの拠点となる公民館」とする。

公民館を拠点とした「協働のまちづくり」のイメージ  
現在



## (2) 小浜市の公民館に求められる役割・機能

「地域が支える、地域づくりの拠点となる公民館」をめざすため、次の役割、機能を基本とする。

### 地域づくりをリードする地域が支える公民館

各地域の特性と各公民館の特徴を活かして、地域づくりをリードする独自性に富んだ公民館をめざす。

公民館の運営については、行政と地域の役割分担を明確にし、地域で実施した方がより効果がある事業の予算を含めた形での委託や地域住民が主体となった組織に運営を委ねる指定管理者制度の導入の検討を行う。

### 社会教育・生涯学習の拠点となる公民館

社会情勢の変化に合わせて、地域づくりの拠点となる公民館をめざすが、公民館の本来の設置目的である社会教育の場を担保し、専門性をもった社会教育・生涯学習の拠点となる公民館をめざす。

社会教育・生涯学習事業で学んだことを、地域づくりの中に還元していく仕組みづくりを行う。

### 情報発信・交流・憩いの場となる公民館

利用者の目線に立った公民館を第一とし、子どもから大人まで誰もが行きたくなる居心地のよい公民館をめざす。

新たなサービスの提供など利用者を公民館に取り組んでいけるよう、ふれあい、交流、学びのサイクルが行える仕組みづくりを行う。

### 団体の活動拠点となる公民館

団体に活動の場と機会を提供するとともに、団体の活動への支援を通じて、活動団体の拠点となる公民館をめざす。

公民館としては、団体の事務を直接持つものではなく、あくまでも自立への支援を行う。

団体活動の中から、地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的手法によって解決するコミュニティビジネスなどの新たな活動展開への可能性を模索する。

### (3) 目指す「公民館を拠点とした協働のまちづくり」

#### 各地区まちづくりの推進体制の再構築

地区単位のまちづくりをより推進する仕組みづくりとして、地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織である「地区まちづくり協議会」(仮称)を創設する。

#### まちづくり活動への新たな支援

行政と地域の役割分担のもと、地区まちづくり協議会(仮称)が自ら取り組むまちづくりを円滑に進めるための財政的支援として、これまで行政各部署で交付してきた補助金、原材料支給などを見直し、柔軟で使い勝手がよく、地域の判断と責任のもと用途を決めることが可能な包括的な交付金制度を導入する。

#### 公民館のコミュニティセンター化

施設が地域づくりの拠点であることを明確にし、将来的に様々な活動の幅が広がる「コミュニティセンター」へ移行することにより、「協働のまちづくりにふさわしい地域拠点」と位置づけ、よりいっそうの協働のまちづくりの推進を図る。

### (4) 「公民館を拠点とした協働のまちづくり」の効果と課題

#### 効果

地域自ら考え解決しようとする意識が醸成され、地域づくりに企画段階から参画することで、住民主体のまちづくりが推進できる。

一定の裁量が認められる交付金により、地域の実情に即した優先的課題や既存の補助金等で取り組めなかった事業の取組みが可能となる。

地域の自主財源と交付金を合わせて事業に取り組むことなど、柔軟な運用が可能となる。

補助金ごとに異なった申請窓口が一本化され、区長用務が軽減される。

地域の各種団体の担い手不足により継続が困難になった事業が、まちづくり協議会の組織力を活かした連携・協力により継続可能となる など。

#### 課題

住民主体のまちづくりが進むにつれ、地域格差が拡大。

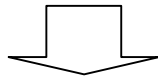
地域を引っ張るリーダーの後継者育成。

公民館長(協議会事務局)の負担 など。

## 公民館を拠点とした地域づくりの体制

現行

<b>設置</b>	公民館 12館	<b>所管</b>	教育委員会
<b>根拠</b>	公民館設置条例	<b>管理運営スタイル</b>	直営
<b>職員体制</b>	公民館長1名（嘱託）主事2名（嘱託）		
<b>業務</b>	施設の維持管理 各種学級等の開設事業、各種団体の支援 敬老会、ふるさとまつり等地域行事の開催		
<b>地域づくり組織</b>	各地区まちづくり委員会		
<b>委員会業務</b>	地区振興計画に基づく地域の自主的な夢づくり事業など		
<b>事務局</b>	公民館職員が兼務・支援		
<b>財政支援</b>	夢づくりコミュニティ支援事業		

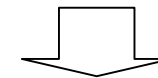
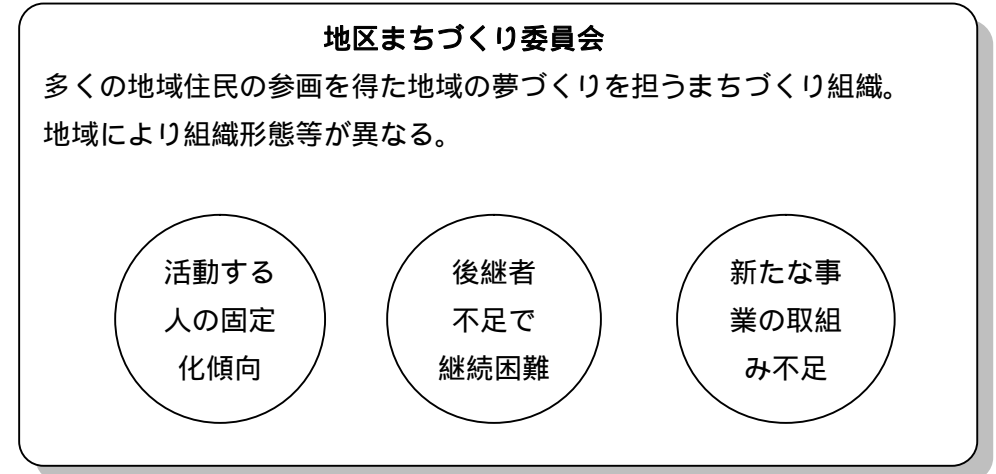


移行（平成27年度～）

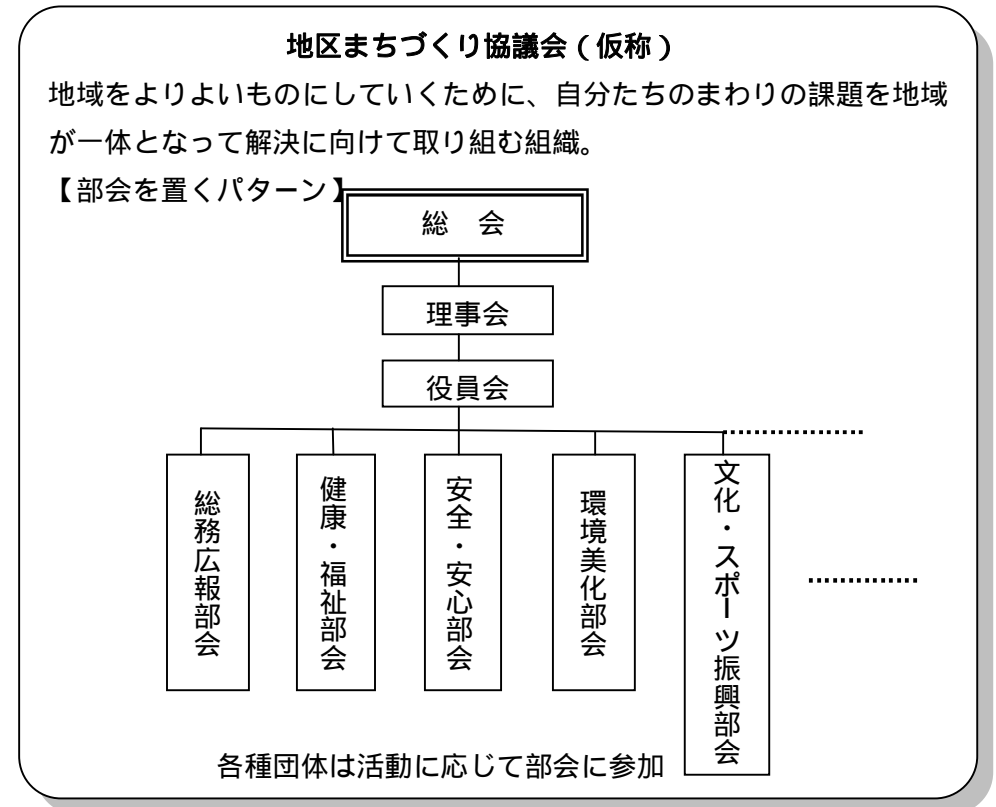
<b>モデル（案）</b>	平成29年度～市長部局所管コミュニティセンター化		
<b>設置</b>	公民館（2館～3館）	<b>所管</b>	教育委員会
<b>根拠</b>	公民館設置条例	<b>管理運営スタイル</b>	直営（地域づくりは協議会が実施）
<b>職員体制</b>	公民館長1名（嘱託）主事2名（嘱託）		
<b>業務</b>	施設の維持管理		
<b>地域づくり組織</b>	地区まちづくり協議会（仮称）		
<b>協議会業務</b>	社会教育・生涯学習事業 地域の課題や地域コミュニティの活性化、地域の魅力を高める自主的な事業		
<b>事務局</b>	公民館職員が兼務・支援		
<b>財政支援</b>	地域づくり包括交付金（仮称）		

## 地域づくり組織

現行



移行

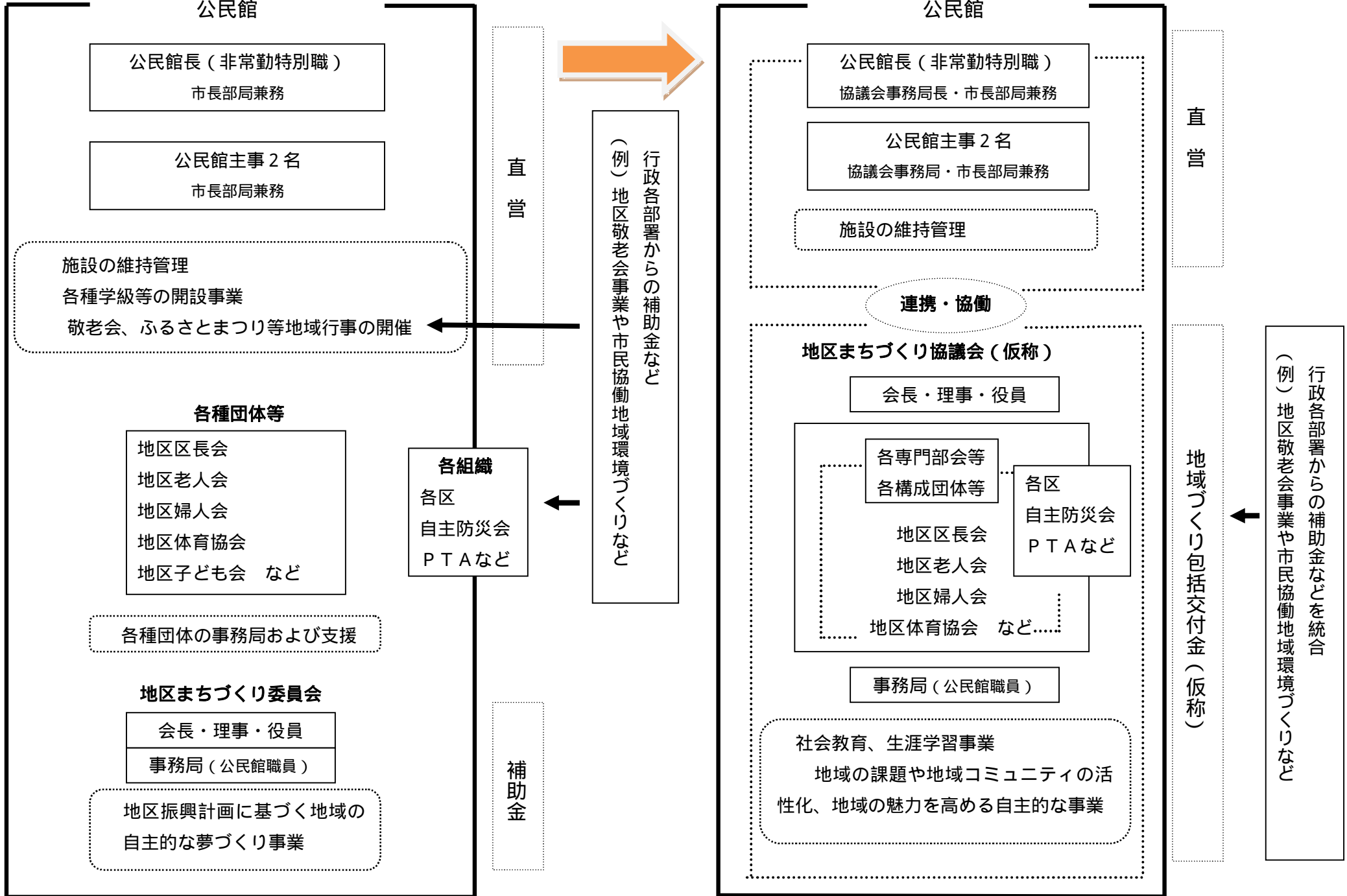


まちづくり活動の支援

現行

移行

モデル(案)



### 3. 参考資料

#### (1) 先進地事例について

##### 公民館の管理運営スタイル、職員体制

###### 直営（小浜市）

- ・公民館事業として、公民館運営管理、施設の維持補修、各種学級等の開設事業、地域・人づくり支援事業に取り組んでいる。
- ・平成13年度から地域との協働のまちづくりに向けた仕組みづくりとして「いきいきまちづくりプラン推進事業」を創設。また、公民館を拠点とした各地区いきいきまちづくり委員会の組織が発足。
- ・平成13年度～15年度にかけて、各地区で策定した地区振興計画に基づき、各地区住民が公民館と連携しながら主体的に地域づくりを進める事業を実施している。

職員体制 公民館長 1名（嘱託）

主事 2名（嘱託）

ほとんどの公民館がまちづくり委員会の事務局である。

###### 一部事業委託（滋賀県近江八幡市）

- ・平成14年度から随時各地区にまちづくり協議会を設立。
- ・平成20年度から「地域まちづくり支援助成金」を制度化。
- ・平成22年度から社会教育法にもとづいた「公民館」から、学区のまちづくり活動や地域住民団体の拠点施設として、「コミュニティセンター」の名称のもとに、学区まちづくり協議会が事務局を置き活動。
- ・地域づくりとして、まちづくり協議会に「地域まちづくり支援交付金」を交付。コミュニティセンターの施設の管理・貸館・告示文書掲示・緊急通報などの施設の維持管理は市が実施。
- ・これまでもコミュニティ活動を公民館で行っており、より現状の利用実態にあった施設になっている。

###### (例) 八幡学区まちづくり協議会

（世帯6,583 人口15,850）H24年4月現在

職員体制 センター長 1名（嘱託）

センター職員 1名（嘱託）

まちづくり協議会職員 5名（交付金で雇用） 計7名

センター長がまちづくり協議会の事務局長を兼務

センター職員もまちづくり協議会の業務を担っている。



指定管理（富山県射水市）

・平成19年度を「市民との協働によるまちづくり元年」と位置づけ、市民協働について積極的な取り組みを実施。

・平成20年度～22年度にかけて地域の各種団体が連携・協力する組織「地域振興会」を各地区に設立。

・平成23年度から公民館をコミュニティセンターへ移行し、「地域づくりの場」「生涯学習活動に関する場」「地域住民の交流の場」として、地域のシンボリックな施設として位置づける。

同時に指定管理者制度を導入し、「地域振興会」にコミュニティセンターの運営を委託。また、「地域振興会」に交付金を交付し、地域の課題解決や地域コミュニティの活性化、地域の魅力を高める自主的な事業を地域が実施することにより市民ニーズに的確に対応できる事業となっている。

（例）海老江地域振興会

（世帯1,055 人口3,047）H25年10月現在

職員体制 センター長 1名（指定管理）

センター職員 2名（指定管理）

センター長が地域振興会の事務局長を兼務

センター職員も地域振興会の事務局員である。

小浜市

公民館

公民館長  
(非常勤特別職)  
市長部局兼務

公民館常勤職員 2名  
市長部局兼務

施設の維持管理  
各種学級等の開設事業  
敬老会、ふるさとまつり等地域  
行事の開催

各種団体等

地区区長会  
地区老人会  
地区婦人会  
地区体育協会  
地区子ども会 など

各種団体の事務局および支援

地区まちづくり委員会

会長・理事・役員  
事務局(公民館職員)

地区振興計画に基づく地域の  
自主的な夢づくり事業

財政支援

夢づくりコミュニティ支援補助金

直営

補助金

滋賀県近江八幡市

学区コミュニティセンター

学区コミュニティセンター事務局

センター長  
(非常勤特別職)  
協議会事務局長兼務

センター常勤職員 1名  
協議会事務局兼務

・施設の維持管理、運営  
・貸館等  
・告示文書掲示、緊急通報

連携・協働

地区まちづくり協議会

会長・理事・役員

各専門部会等  
各構成団体等

事務局員(3~5名)

・まちづくり事業の企画実施  
・構成団体の育成・指導  
・センターの利活用促進

財政支援

地域まちづくり交付金の交付  
学区に平等に配分する均等割、各学区  
の規模に準じた人口・面積等で加算  
社会教育事業は中央公民館から負担金

直営

交付金

富山県射水市

コミュニティセンター

コミュニティセンター事務局

センター長  
振興会事務局長兼務

センター職員 2名  
振興会事務局兼務  
生涯学習推進委員(兼務)  
管理人 1名

地域振興会

会長・理事・役員

各専門部会等  
各構成団体等

事務局員(2名)

・施設、設備の維持・管理  
・施設の貸館、使用料に関する業務  
・職員の労務管理  
・地域振興会の活動(市との  
協働事業、地域振興会事業、  
地域振興会運営事業)

財政支援

指定管理料  
市との協働事業  
地域振興事業  
地域振興会を運営する事業  
生涯学習事業は教育委員会から委託

指定管理(センター業務)・交付金(地域づくり事業)

## (2) 先進地視察事例(小浜市との比較)

市名	福井県小浜市	滋賀県近江八幡市	富山県射水市
設置	公民館 12館	コミュニティセンター 11館	コミュニティセンター 27館
所管	教育委員会部局	市長部局	市長部局
根拠	公民館設置条例	コミュニティセンター条例	コミュニティセンター条例
管理運営 スタイル	直営	部分委託 施設の維持管理は直営 地域づくり事業はまちづくり協議会が実施 まちづくり協議会に施設を貸与	指定管理 地域振興会に指定管理(18館) 地域振興会に管理運営委託(9館)
職員体制	公民館長1名(嘱託) 公民館運営審議委員会の推薦 主事2名(嘱託)	センター長1名(嘱託) まちづくり協議会の推薦 センター職員1名(嘱託) まちづくり協議会職員 3名~5名(交付金)	センター長1名(指定管理) 地域振興会の推薦 センター職員2名 (指定管理・交付金)
施設の業務	公民館事業 ・定期講座の開設 ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催 ・図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること ・体育、レクリエーション等に関する集会の開催 ・各種の団体、機関等の連絡を図ること ・住民の集会その他の公共的利用に供すること  具体的な業務 ・施設の維持管理・運営 ・各種学級等の開設事業 地域・人づくり支援事業 ・まちづくり委員会の活	センター事業 ・市民と行政とが協働のまちづくりを促進するための事業 ・住みよい特色ある地域社会の形成に資する事業 ・市民が自主的に交流し、相互の連携を図り、コミュニティ活動を促進するための事業  市の業務 ・施設の維持管理 ・施設の貸館、備品等の管理、貸し出し業務 ・文書の告示、掲示等 ・緊急通報、緊急時の避難場所 ・まちづくり協議会等との連携	センター事業 ・地域づくり活動に関する事業 ・生涯学習に関する事業 ・地域住民の交流に関する事業  地域振興会の主な業務 ・施設、設備の維持・管理 ・施設の貸館、使用料に関する業務 ・職員の労務管理 ・地域振興会の活動(市との協働事業、地域振興事業、地域振興会運営事業) ・地域の生涯学習事業の企画、運営

	<p>動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区振興計画に基づく地域の自主的な夢づくり事業など</li> </ul>	<p>協議会の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり計画に基づく事業の推進</li> <li>・公民館で行っていた事業（社会教育事業を除く）</li> <li>・地域の課題解決のための事業</li> <li>・構成団体の育成指導等</li> <li>・市からの受託事業 など</li> </ul>	
社会教育事業	<p>直営で実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央公民館から依頼を受け、生涯学習事業負担金でまちづくり協議会が事業を実施</li> <li>・中央公民館との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習活動事業の委託</li> <li>・各地区に生涯学習推進委員の委嘱</li> <li>・生涯学習推進協議会の設立</li> <li>・教育委員会に社会教育指導員の配置</li> </ul>
補助金・交付金・委託金等の根拠	<p>食のまちづくり条例（政策宣言的自治基本条例）</p> <p>夢づくりコミュニティ支援事業補助金交付要綱</p>	<p>協働のまちづくり基本条例（自治基本条例）</p> <p>地域まちづくり支援交付金交付要綱</p> <p>まちづくり協議会に関する規則</p>	<p>協働のまちづくり推進条例（自治基本条例ではない）</p> <p>地域型市民協働事業交付金交付要綱</p>
メリット		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちでものを考えて、自分たちでどのようなまちを作っていくのか企画段階から地域住民がいろいろな事業を進めていくようになり、会議回数も増え、センターに足を運んでもらえるようになった。</li> <li>・自治会ごとに地域資源を活かした事業を行うことで個性が出てくるようになり、ふるさとへの愛着と誇りが芽生えてきた。</li> <li>・各種団体の横のつながりや企業やNPOとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンター化することで、市長部局と教育委員会との2重構造（指揮系統・金の流れ）が解消され、効率的に事業ができ、幅広い利用になった。</li> <li>・指定管理を受けた地域振興会については、コスト意識が芽生え、節電等に積極的に取り組むようになった。</li> <li>・市長部局となり、子育て、放課後児童クラブなど全体的に機能強化が図られた。</li> <li>・まちづくりに関して、地</li> </ul>

		<p>がでてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体の補助金をプールすることで臨機応変に事業が出来るようになった。</li> <li>・トータルコストは変わっていないが、イベントなどの事業数、参加者数も増加してきており、中身も濃くなった。</li> </ul>	<p>域住民が企画段階から参画することで、充実感や達成感を持つことが出来るようになった。</p>
デメリット			<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の雇用に伴い、所得税の源泉徴収や雇用保険の事務が増加した。</li> </ul>
課題		<p>公民館事業を踏襲している地域とまちづくり協議会の役割等を模索し始めた地域との温度差が生じてきている。</p> <p>まちづくり協議会の拠点施設であるコミュニティセンターの管理運営を将来的にどのようにしていくか。</p>	<p>現在、行っている事業などをどのようにして次世代に伝え、後継者を育てていくか。</p>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち協だよりでの広告を募集し、財源確保に取り組んでいる。</li> <li>・駐車場を朝市や軽トラ市の場として活用することで異業者同志や生産者と消費者の交流の場が設けられ、コミュニティビジネスの可能性を模索している。</li> <li>・まち協の予算編成にあたっては、部会からの予算要求とともに、事業計画を提出させ、予算ヒアリングを行い、決定している。</li> <li>・公民館の時は、行政主導に近かったが、コミュニティセンターになり、地域の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習機能の低下の部分は厳しい意見があった。</li> <li>・地域担当職員として、まちづくり課の職員が一人7地区を担当し、協働のまちづくりを進めている。</li> <li>・財政面では、市の交付金だけでは厳しく、企業賛助会費を集めている。</li> <li>・例えば、民生委員の選出については、自治会推薦者を地区振興会としてまとめ推薦するなど効率的な事務に努めている。</li> </ul>

		<p>ことは地域にまかせるようシフトチェンジをした。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・まち協と自治会の役割分担は、まち協がかじ取りを行い、自治会が人を動かす役割になっている。</li><li>・はじめは行政の下請けをさせられる不安があった。</li></ul>	
--	--	---	--

## その他 公民館の地域拠点の事例

新潟県見附市（部分委託）市長部局

平成19年度から公民館内にふるさとセンターを設置し、センター内に地域コミュニティ組織を設置。

地域コミュニティ組織に地域ふるさとづくり活動交付金（活動費・統合補助金・人件費）を交付。

センター長・主事（正規職員） 公民館兼務  
地域コミュニティ組織の事務局職員（交付金）

大分県日田市（事業団へ指定管理）教育委員会

平成16年度から公民館を各地区の公民館運営協議会に運営委託。

平成18年度から公民館を各地区の公民館運営協議会に指定管理。

平成23年2月に一般財団法人日田市公民館運営事業団を設立。

平成23年度から公民館を日田市公民館運営事業団に指定管理。

公民館長・主事（事業団職員）

愛媛県新居浜市（直営）教育委員会

平成20年度から地域主導型公民館へ移行。

地域課題を住民主体で解決する新たなまちづくり組織を構築し、まちづくり事業を委託。

公民館はまちづくり協議会の総合事務局。

公民館長・主事（正規職員）

福井県坂井市（調査・研究中）

平成25年度から公民館をコミュニティセンターに移行する在り方を考える検討委員会で、県内初となる公民館のコミュニティセンター化、まちづくり協議会の組織化について6回検討会を開催し、年度内に報告書をまとめる予定。

小浜市の公民館を拠点とした地域づくりの現状

**小浜市（直営方式）**

<b>設置</b>	公民館 12館	<b>所管</b>	教育委員会
<b>根拠</b>	公民館設置条例	<b>管理運営スタイル</b>	直営
<b>職員体制</b>	公民館長1名（嘱託）主事2名（嘱託）		
<b>施設業務</b>	施設の維持管理 各種学級等の開設事業、各種団体の支援 敬老会、ふるさとまつり等地域行事の開催		
<b>社会教育事業</b>	直営	<b>地域づくり組織</b>	各地区まちづくり委員会
<b>委員会業務</b>	地区振興計画に基づく地域の自主的な夢づくり事業など		
<b>事務局</b>	公民館職員が兼務・支援		
<b>財政支援</b>	夢づくりコミュニティ支援事業		

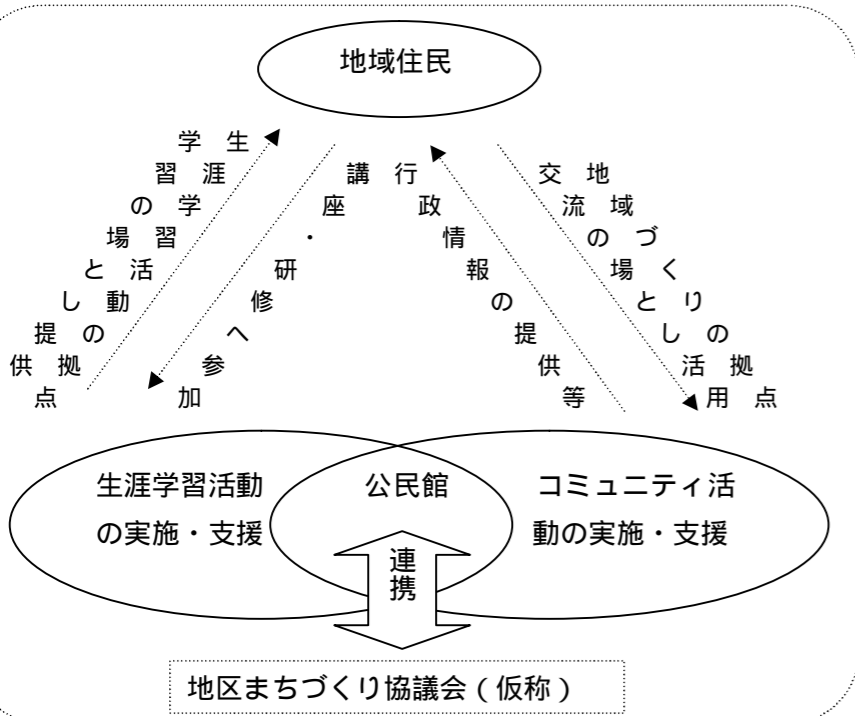
小浜市の公民館の課題

- コミュニティ施設としての新たな役割
- マンパワーの確保
- 関係団体への自立支援
- 行政が担う役割の明確化
- 新たなコミュニティビジネスの展開
- 老朽化した施設への対応



小浜市の公民館に求められる役割・機能  
公民館を拠点した「協働のまちづくり」のイメージ図

- 地域づくりをリードとする地域が担う公民館
- 社会教育・生涯学習の拠点となる公民館
- 情報発信・交流・憩いの場となる公民館
- 団体の活動拠点となる公民館



公民館を拠点とした地域づくりの先進地

**滋賀県近江八幡市（一部事業委託方式）**

<b>設置</b>	コミュニティセンター 11館	<b>所管</b>	市長部局
<b>根拠</b>	コミュニティセンター条例	<b>管理運営スタイル</b>	一部事業委託
<b>職員体制</b>	センター長1名（嘱託）センター職員1名（嘱託）		
<b>施設業務</b>	施設の維持管理・施設の貸館、備品等の管理、貸し出し業務・文書の告示、掲示等・緊急通報、緊急時の避難場所・まちづくり協議会等との連携		
<b>社会教育事業</b>	生涯学習負担金	<b>地域づくり組織</b>	学区まちづくり協議会
<b>事務局体制</b>	事務局長（兼務）協議会職員3～5名（交付金・協議会雇用）		
<b>協議会業務</b>	・地域まちづくり計画に基づく事業、地域の課題解決のための事業、構成団体の育成指導等、市からの受託事業		
<b>財政支援</b>	地域まちづくり支援交付金		

富山県射水市（管理運営委託方式）

<b>設置</b>	コミュニティセンター 9館	<b>所管</b>	市長部局
<b>根拠</b>	コミュニティセンター条例	<b>管理運営スタイル</b>	管理運営委託
<b>職員体制</b>	センター長1名（委託料）センター職員2名（委託料）		
<b>施設業務</b>	施設、設備の維持管理・施設の貸館・使用料に関する業務 人件費・消耗品費は地域振興会で支出（委託料）		
<b>社会教育事業</b>	生涯学習委託料	<b>地域づくり組織</b>	地域振興会
<b>事務局体制</b>	事務局長（兼務）事務局員（兼務）		
<b>振興会業務</b>	・地域振興会の活動（市との協働事業、地域振興事業、地域振興会運営事業）・地域の生涯学習事業の企画、運営		
<b>財政支援</b>	管理運営委託料、市との協働事業、地域振興事業、地域振興会を運営する事業		

富山県射水市（指定管理者方式）

<b>設置</b>	コミュニティセンター 18館	<b>所管</b>	市長部局
<b>根拠</b>	コミュニティセンター条例	<b>管理運営スタイル</b>	指定管理
<b>職員体制</b>	センター長1名（指定管理）センター職員2名（指定管理）		
<b>社会教育事業</b>	生涯学習委託料	<b>地域づくり組織</b>	地域振興会
<b>職員体制</b>	事務局長（兼務）事務局員（兼務）		
<b>振興会業務</b>	施設、設備の維持・管理・施設の貸館・使用料に関する業務・職員の労務管理・地域振興会の活動（市との協働事業、地域振興事業、地域振興会運営事業）・地域の生涯学習事業の企画、運営		
<b>財政支援</b>	指定管理委託料、市との協働事業、地域振興事業、地域振興会を運営する事業、生涯学習事業の委託料		

小浜市の公民館を拠点とした地域づくりの方向性

**小浜市 モデル（案）一部事業委託方式 H27年度**

<b>設置</b>	公民館（2館～3館）	<b>所管</b>	教育委員会
<b>根拠</b>	公民館設置条例	<b>管理運営スタイル</b>	直営（地域づくりは協議会が実施）
<b>職員体制</b>	公民館長1名（嘱託）主事2名（嘱託）		
<b>業務</b>	施設の維持管理 社会教育・生涯学習事業 地域の課題や地域コミュニティの活性化、地域の魅力を高める自主的な事業		
<b>地域づくり組織</b>	地区まちづくり協議会（仮称）		
<b>事務局</b>	公民館職員が兼務・支援		
<b>財政支援</b>	地域づくり包括交付金（仮称）		

効果

- 地域自ら考え、解決しようとする意識が醸成され、また、地域づくりに企画段階から参画することで、充実感や達成感を持つことができ、住民主体のまちづくりが推進できる
- 一定の裁量が認められる交付金により、地域の実情に即した優先的課題や既存の補助金等で取り組めなかった事業の取組みが可能
- 自主財源と交付金を合わせて事業に取り組むことで、柔軟な運用が可能
- 補助金の申請手続き等が複雑なうえ、窓口が異なり、面倒であった区長用務の軽減
- 地域の各種団体の担い手不足により継続が困難になった事業が、まちづくり協議会の組織力を活かした連携・協力により継続可能
- 多様な活動や交流の中から新しいネットワークが形成され刺激を与えあうことで、新しい人材の発掘・育成につながる

課題

- 住民主体のまちづくりが進むにつれ、地域格差が拡大
- 地域を引っ張るリーダーの後継者育成
- 公民館長（協議会事務局）の負担
- 交付金の不足により実施できない要望事業への対応
- 現行の原材料支給の市の関わり方について

地区まちづくり協議会（仮称）とは

地域をよりよいものにしていくために、自分たちのまわりでどのような課題があるかを地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織。

将来的には・・・

社会教育法に基づいた「公民館」を「コミュニティセンター」に名称変更  
市長部局と教育委員会の2重構造（指揮系統・金の流れ）を解消



## (2) 地域づくり包括交付金モデル事業(仮称)の創設について(案)

### 1. 趣 旨

公民館を地域拠点とした協働のまちづくりを進めるうえで、地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題あるかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題の解決に向けて取り組む組織である「地区まちづくり協議会(仮称)」の設立が不可欠である。

また、合わせて、行政と地域の役割分担のもと、地区まちづくり協議会(仮称)が自ら取り組むまちづくりの諸活動を円滑に進めるためには自ずと経費が必要であり、一定の財政的支援が求められる。

このため、これまで、各地区のまちづくり委員会を対象に交付してきた「夢づくりコミュニティ補助金」および行政の各部署において、主に区を対象に交付してきた「自主防災活動、ごみ集積場の設置、道路や側溝の維持・補修などの分野の補助金や原材料支給」などの見直しを行う。

新たに、地区まちづくり協議会(仮称)を対象に、柔軟で使い勝手がよく、地域の判断と責任のもと用途を決めることが可能な包括的な交付金制度をモデル的に導入することにより、地域の自然、歴史、文化など地域資源を活用した個性あふれるまちづくりを支援する。

### 2. 交付対象団体

当該事業に取り組む地区まちづくり協議会(仮称)

### 3. 交付対象事業

- (1) 安全・安心な地域づくりを推進するための活動
- (2) 健康・福祉の増進を図るための活動
- (3) 生活環境を改善するための活動
- (4) 教育・文化を振興するための活動
- (5) 住民同士の交流を促進するための活動
- (6) その他地域の特性を活かした創造的な活動

### 4. 交付金額

上限 2,500千円(均等割+人口割)

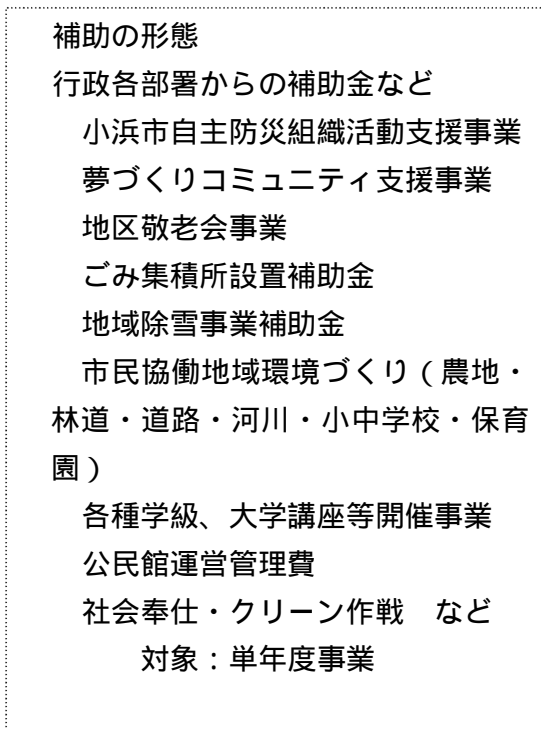
地域への包括型交付金(地域自治組織に交付する包括型地域予算等)とは、

地域自治組織(まちづくり協議会など)への財政的支援の内容としては、「定期的・定例的な活動に対する補助金等」と「地域自治組織に交付する包括型地域予算等」が主のもので、「定期的・定例的な活動に対する補助金等」とは、予め定められた自治活動、地域行事等に用途が限定される財政的支援であり、裁量面など予算執行にあたって、一定の制約が設けられている。

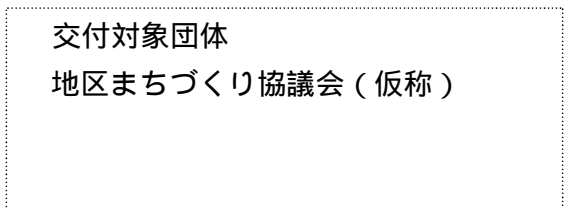
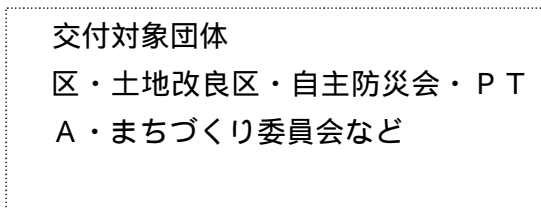
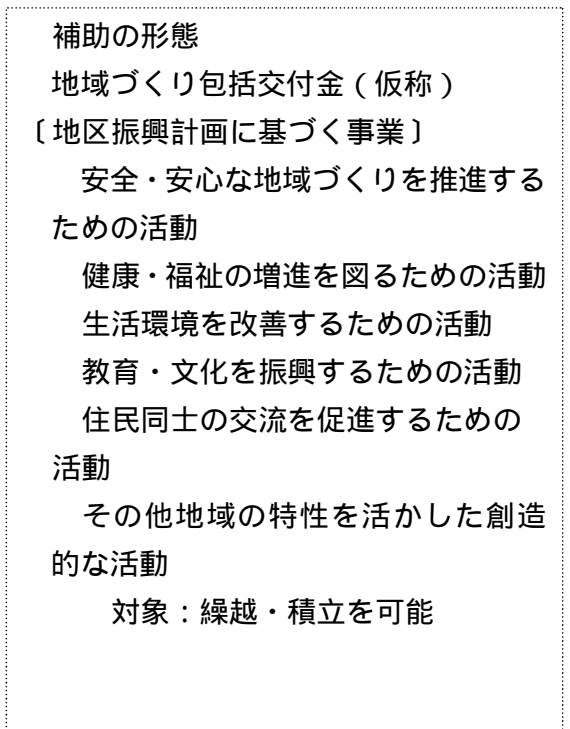
「地域自治組織に交付する包括型地域予算等」とは、一定の配分基準により用途が限定されない地域への財政的支援で、具体的な予算の執行は地域社会での合意・決定に基づき行われる。このため、予算の執行において、一定の裁量が認められており、地域の実情に即した優先的課題等に主体的に取り組むことが可能。

## 地域づくり包括交付金モデル事業（仮称）交付イメージ図

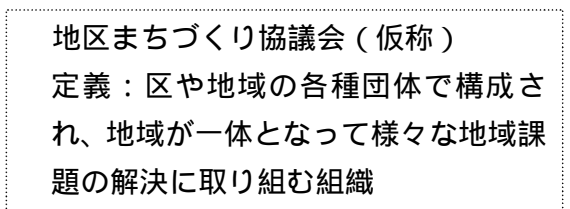
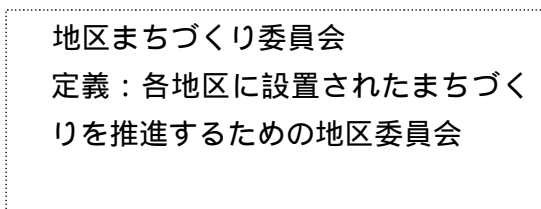
### < 現行 >



### < モデル事業 >



### 地区まちづくり協議会（仮称）の組織化が不可欠



## 地域づくり包括交付金モデル事業として交付金化するメニュー例（案）

平成26年度当初予算ベース

補助事業名	対象団体	金額(千円)	担当課	備考
小浜市自主防災組織活動支援事業	自主防災組織(各地区区長会含む)	1,500	生活安全課	
夢づくりコミュニティ支援事業	各地区まちづくり委員会	5,000	市民協働課	
地区敬老会事業	公民館	5,334	健康長寿課	報償費
市民協働地域環境づくり(保育園)	保護者等	500	社会福祉課	
ごみ集積所設置補助金	区	500	環境衛生課	
市民協働地域環境づくり(農地)	区・土地改良区	1,000	農林水産課	
市民協働地域環境づくり(林道)	区・森林組合等	500	農林水産課	
市民協働地域環境づくり(道路)	区	2,000	都市整備課	
市民協働地域環境づくり(河川)	区	500	都市整備課	
地域除雪事業補助金	区	624	都市整備課	
市民協働地域環境づくり(小学校)	保護者等	2,400	教育総務課	
各種学級、大学講座等開設事業	12公民館	840	生涯学習スポーツ課	
公民館管理運営費	12公民館	2,076	生涯学習スポーツ課	
社会奉仕・クリーン作戦	区ほか	240	環境衛生課	
合計		23,014		

平成26年度当初予算人件費平均 約7,000千円の配分を検討

## 小浜市地域づくりモデル事業包括交付金実施要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、市民自らの手による住民ニーズを踏まえた地域の課題解決を図るとともに、地域の自然、歴史、文化など地域資源を活用した個性あふれるまちづくりを支援するため、各地区まちづくり協議会に小浜市地域づくりモデル事業包括交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （交付対象団体）

第2条 交付金は、小浜市地区まちづくり協議会規則に定める当該事業に取り組む各地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）またはその準備会であって、市長が認めたものに対し交付するものとする。

### （対象事業費）

第3条 交付金は、協議会が行う次に掲げる活動に要する経費を対象とする。

- （1）安全・安心な地域づくりを推進するための活動
- （2）保健・福祉の増進を図るための活動
- （3）生活環境を改善するための活動
- （4）教育・文化を振興するための活動
- （5）住民同士の交流を促進するための活動
- （6）その他個性豊かで、住みよい地域社会を構築するための活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付金の対象としないものとする。

- （1）営利を主たる目的とする事業
- （2）政治的活動または選挙活動
- （3）公序良俗に反する活動
- （4）その他市長が適当でないと判断した事業

( 交付金の額 )

第 4 条 交付金の額は、均等 人口割等を勘案し、予算の範囲  
内で交付するものとする。

( 交付金の申請 )

第 5 条 交付金の交付を受けようとする団体は、市長が別に定め  
る日までに、小浜市地域づくりモデル事業包括交付金交付申請  
書 ( 様式第 1 号 ) に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しな  
ければならない。

( 1 ) 小浜市地域づくりモデル事業包括交付金活動計画書 ( 様式  
第 2 号 )

( 2 ) 小浜市地域づくりモデル事業包括交付金収支予算書 ( 様式  
第 3 号 )

( 3 ) その他市長が必要と認める書類

( 交付決定 )

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内  
容を審査し、交付金の交付を適当と認めるときは、小浜市地域  
づくりモデル事業包括交付金交付決定通知書 ( 様式第 4 号 ) に  
より通知するものとする。

2 市長は、交付金の交付にあたっては、必要な条件を付すこと  
ができる。

( 交付請求 )

第 7 条 前条第 1 項の規定により交付の決定を受けたときは、市  
長に対し、小浜市地域づくりモデル事業包括交付金請求書 ( 様  
式第 5 号 ) により、交付金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに交付金を交付  
するものとする。

( 実績報告 )

第 8 条 交付を受けた団体は、交付対象事業完了から起算して 1  
カ月を超えないまたは当該年度 3 月 3 1 日のいずれかの日まで  
に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- ( 1 )小浜市地域づくりモデル事業包括交付金実績報告書(様式第 6 号)
- ( 2 )小浜市地域づくりモデル事業包括交付金活動報告書(様式第 7 号)
- ( 3 )小浜市地域づくりモデル事業包括交付金収支決算書(様式第 8 号)
- ( 4 )その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 9 条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合、当該報告に係る書類の審査等により交付すべき交付金の額を確定し、小浜市地域づくりモデル事業包括交付金確定通知書(様式第 9 号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第 10 条 市長は、交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の全部または一部を返還させることができる。

- ( 1 ) 交付の条件に違反したとき。
- ( 2 ) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ( 3 ) 事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(関係書類の整備および保存)

第 11 条 交付を受けた団体は、交付対象事業等に係る経費の収支を明らかにした書類および帳簿を備え、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 地域づくり包括交付金（仮称）を交付するための法令の位置付けについて

### 交付金とは

地方公共団体から私的団体もしくは個人に対して、一定の行政上の必要性から交付される現金的給付をいい、地方公共団体の予算上、交付金として計上される。法律で交付金として明示されているのが通例である。一般に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金等適正化法）の適用対象とはならない。なお、地方公共団体が財政的援助として交付金を交付する場合には、監査委員は、その交付金の交付先の出納その他の事務の執行状況について監査することができるものとされている。（自治法 199 ）

< 自治用語辞典より抜粋 >

### 交付するための法令の位置付けは

一般的に補助金は、特定の事務または事業を補助するために交付する金銭で「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受け、不正・他用途使用には罰則が課せられるものである。

対して交付金は、特定の目的をもって交付する金銭を広く指し、必ずしも同法の適用がなされる訳ではないため、条例によらなければならない。

『地方自治法第 14 条第 2 項』

普通地方公共団体は、義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

< 総務部総務課の見解 >

### 交付金を交付している先進自治体の状況

- |               |                   |       |
|---------------|-------------------|-------|
| ・射水市（富山県）     | 射水市協働のまちづくり推進条例   | 要綱で運用 |
| ・近江八幡市（滋賀県）   | 近江八幡市協働のまちづくり基本条例 | 要綱で運用 |
| ・越前市（福井県）     | 越前市地域自治振興条例       | 要綱で運用 |
| 越前市は自治基本条例も有り |                   |       |
| ・朝来市（兵庫県）     | 朝来市自治基本条例         | 要綱で運用 |
| ・篠山市（兵庫県）     | 篠山市自治基本条例         | 要綱で運用 |



以上のことから、各地区のまちづくり協議会（仮称）に対し、地域づくり包括交付金（仮称）を交付する法的根拠としては、条例が必要と考える。

但し、平成 27 年度から予定しているモデル地区での実施に当たっては、規則または要綱で対応し、本市の制度としてスタートする段階で条例が必要と考える。

### 条例制定に向けての課題

先進地における交付金の交付は、自治基本条例（まちづくり基本条例）や協働のまちづくりを推進する趣旨の条例を根拠としている。

本市には、平成 13 年に制定された「食のまちづくり条例」があるが、権利を制限し、義務を課すような本来の法規としての性格からは自治基本条例とするには問題が

あると考えられ、食をモチーフとした政策宣言的なまちづくりの、市、市民、事業者等の努力目標あるいは努力義務を条例化したものとする。

今後、地域づくり包括交付金(仮称)の交付の根拠とする条例の制定に当たっては、食のまちづくり条例も含めた整理が必要と考える。

『食のまちづくり条例(抜粋)』

(地区振興計画)

第16条 市民は、基本理念に基づき、各地区において食のまちづくりを主体的に実施するため、地区振興計画を策定するものとする。

2 地区振興計画には、市民が主体となって取り組む事業を定めるものとする。

(地区への支援)

第29条 市長は、第16条の地区振興計画を策定するための各地区の活動および地区振興計画に基づいて各地区が行う食のまちづくりを支援するものとする。

2 市長は、前項の支援を行う場合においては、地区ごとに公平を欠くことがないよう総合的に判断し、調整して行うものとする。

---

【参考】

- ・ 条例 地方公共団体が自治立法権に基づいて定立する法の一形式。地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、地方公共団体の事務について、条例を制定することができる。また、義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例で規定しなければならない。
- ・ 規則 条例とともに重要な自治法規。条例の委任を受け、または条例を執行するために定められるもののほか、条例と並んで地方公共団体の住民の権利義務に関する法規たる性質を有するもの、単なる地方公共団体の内部的規則たる性質を有するものがある。
- ・ 要綱 行政機関の内部規定。



### (3) まちづくり委員会の「地区まちづくり協議会化」について(案)

本市のテーマである「地域力を結集した協働のまちづくり」をより一層推進するために、新たな仕組みづくりが必要となっている。

夢づくりコミュニティ支援事業により醸成されている「自分たちの地域は自分たちでつくる」という気運や理念を今後も継続させつつ、多くの地域住民の参画を得た地域の夢づくりを担う組織を創設し、地域コミュニティの多様な担い手との連携を深めながら、地域力を高め、地域の活性化を図っていかねばならない。

地域との協働のまちづくりに向けた取組みとして、本市においては、平成13年度から各地区にまちづくり委員会という組織が設置され、各地区で策定した地区振興計画に基づき地域づくりが行われている。

今後、協働をよりステップアップし、地域力を結集した協働のまちづくりを進めるためには、多くの地域住民の参画を得た「地区まちづくり協議会(仮称)」を創設する必要がある。

このため、地域の実情に応じた協働のまちづくりに向けた仕組みづくりを地域と協働しながら検討し、導入をめざしていく。

#### 地区まちづくり協議会(仮称)とは

地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織である。

民主的かつ地区民に開かれた運営を行い、地区民の意見を反映して、地域のまちづくりを進めていく。

#### 地区まちづくり協議会(仮称)の必要性

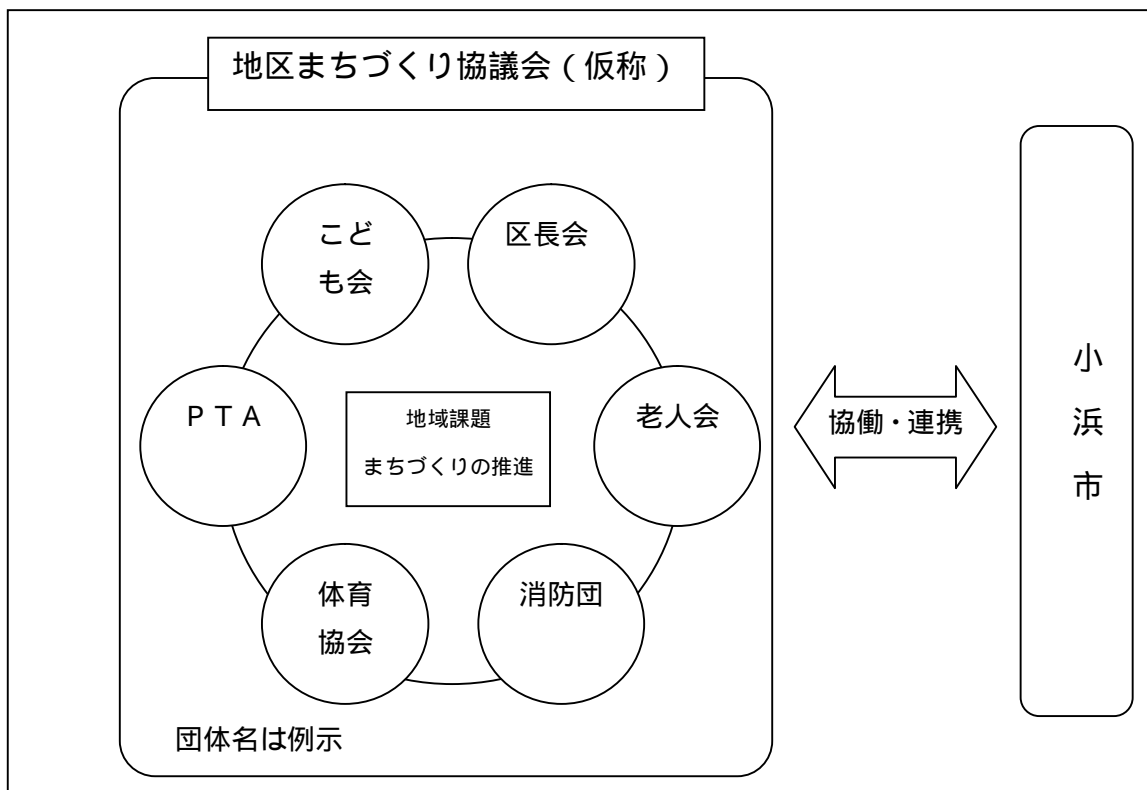
市民と行政が適切な協力関係のもとに支え合う「地域力を結集した協働のまちづくり」を実現しながら、地域コミュニティの充実・強化を図り、地域が主体となって地域の身近な課題を解決できる地域社会を築くことが求められている。

#### 地区まちづくり協議会(仮称)の設置区域

「地区まちづくり協議会(仮称)」の設置区域は、概ね小学校区または旧小学校区(予定)で設置されている地区公民館の設置区域とする。

## 地区まちづくり協議会（仮称）の構成（イメージ）

地域住民の意見を反映できるよう各種団体、地域住民などで構成する。  
地区内で活動する団体などをつなぐネットワークである。



地域の各種団体を中心に構成され、組織体制については、「協議会に部会をつくり、それぞれの構成団体が部会に参加するもの」と「部会をつくらず、そのまま協議会を構成するもの」の2パターンなどが考えられる。

ただし、この2パターンは、例示であり、各地区まちづくり協議会にて、構成団体の組み合わせなどを考慮して組織を組み立てていく必要がある。

### 別紙参照

## 地区まちづくり協議会（仮称）の主な取組み

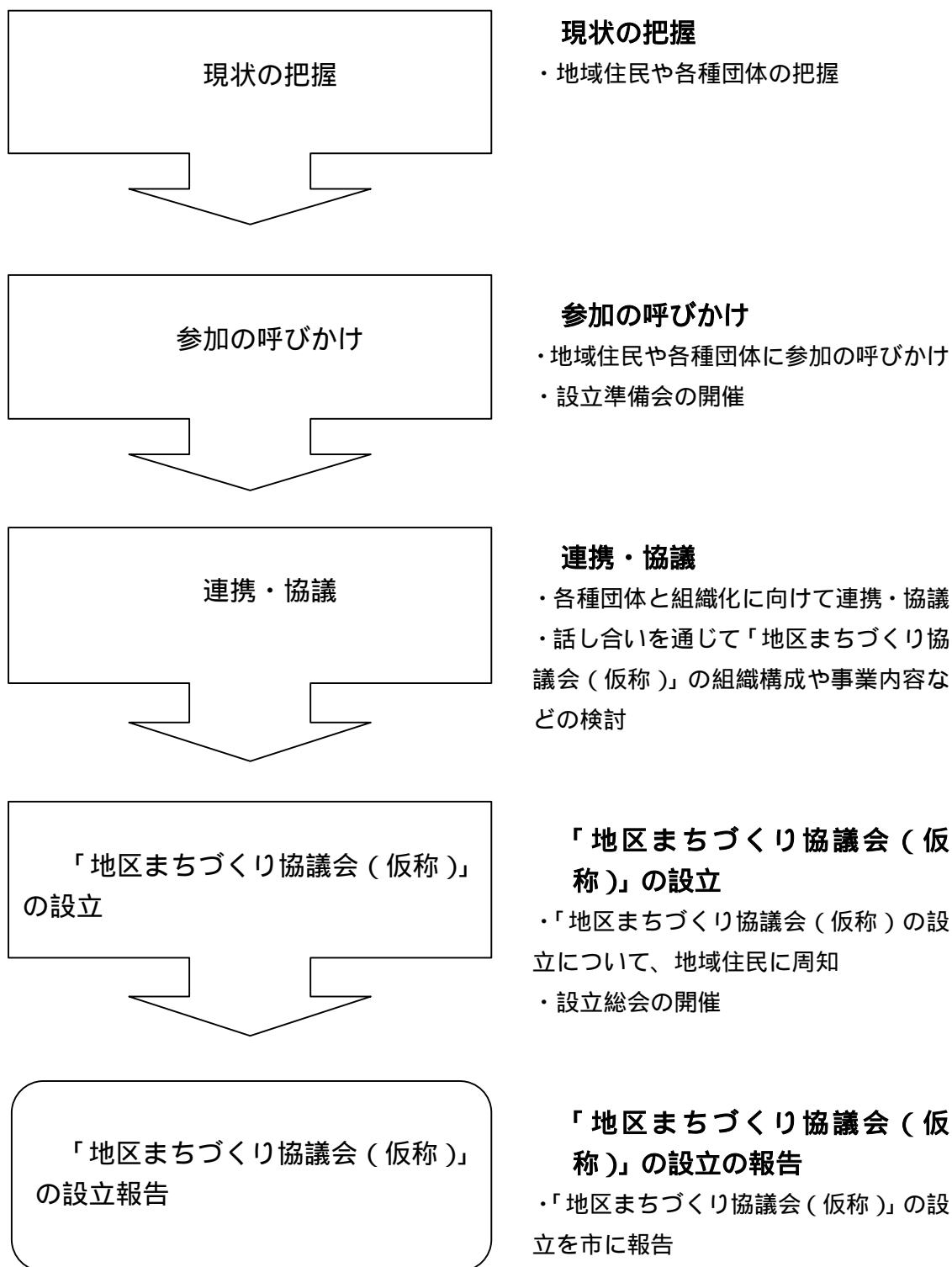
地域の身近な課題解決のために、地域づくりの目標を定め、課題解決に向けた取組みを行う。

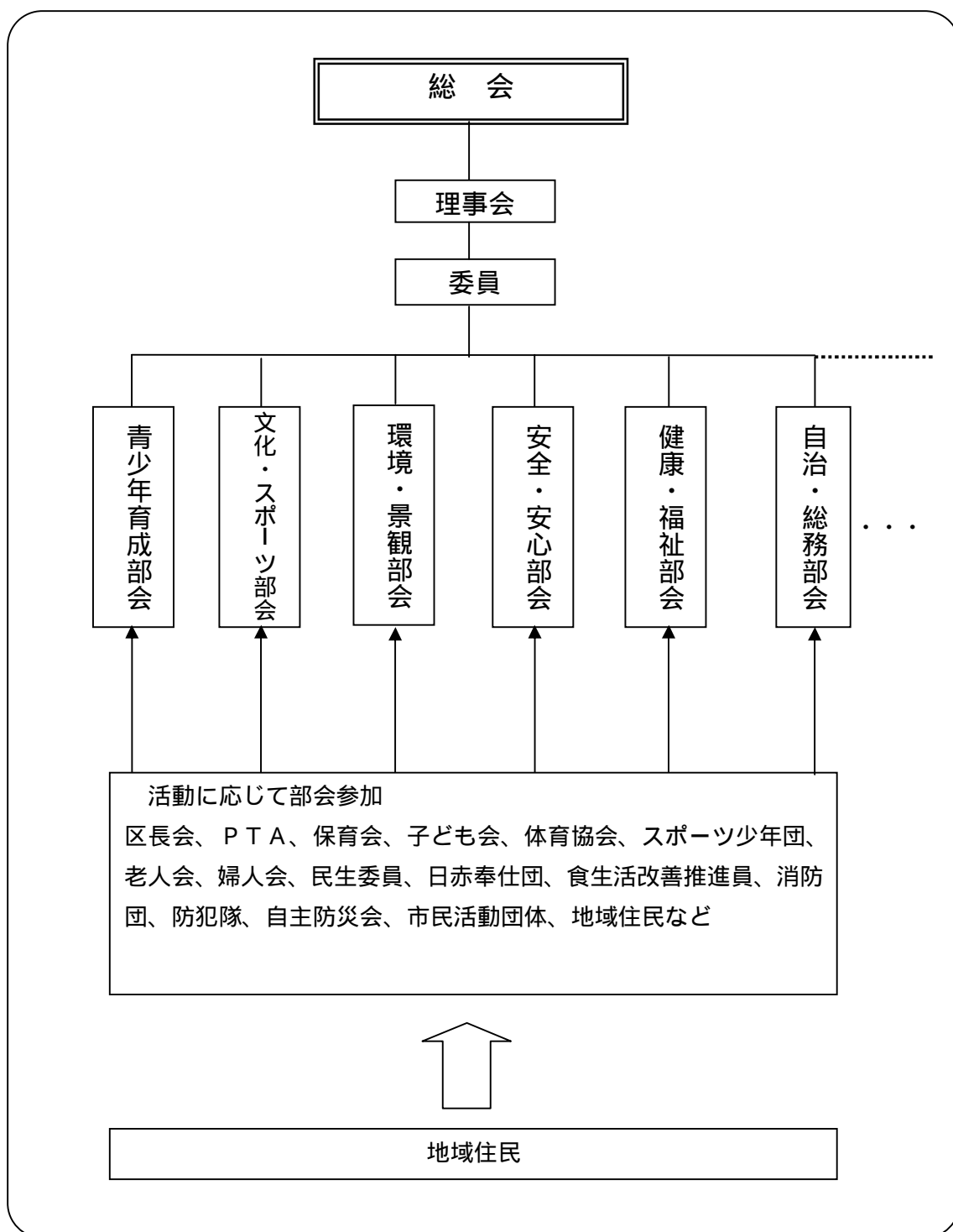
- ・ 地域の現状や課題の話し合い
- ・ 将来の地域づくりや課題解決に向けた取組みの検討
- ・ 地域の身近な課題の解決に向けた事業の実施

## 事業の実施方法

事業は各地区まちづくり協議会を構成する各種団体が連携・協力し、区長会や地域住民の参加を得て実施する。また、事業実施にあたっては、各種団体間で適切に役割を分担して取り組むことが大切である。

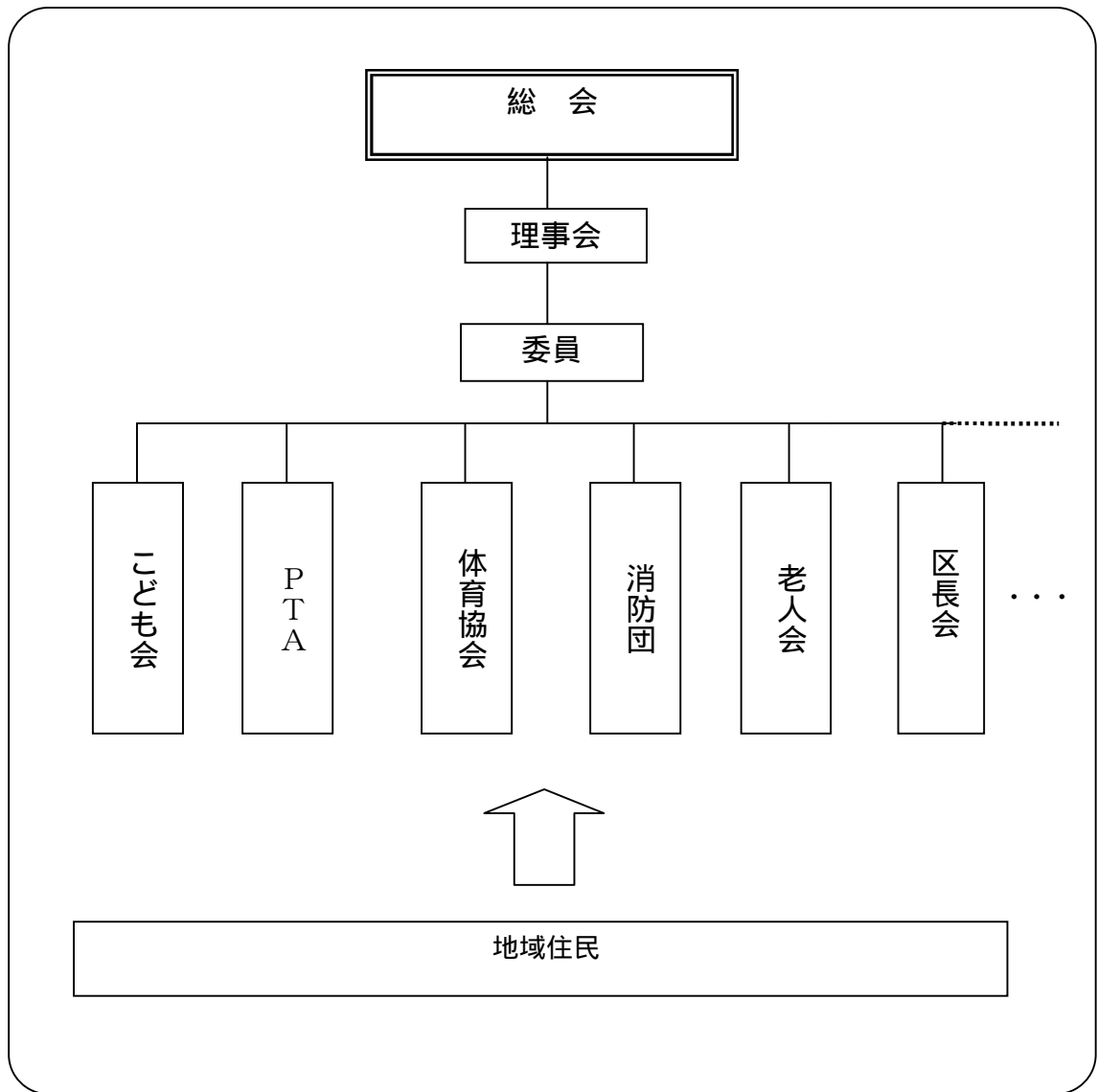
## 「地区まちづくり協議会（仮称）」の設立までの流れ



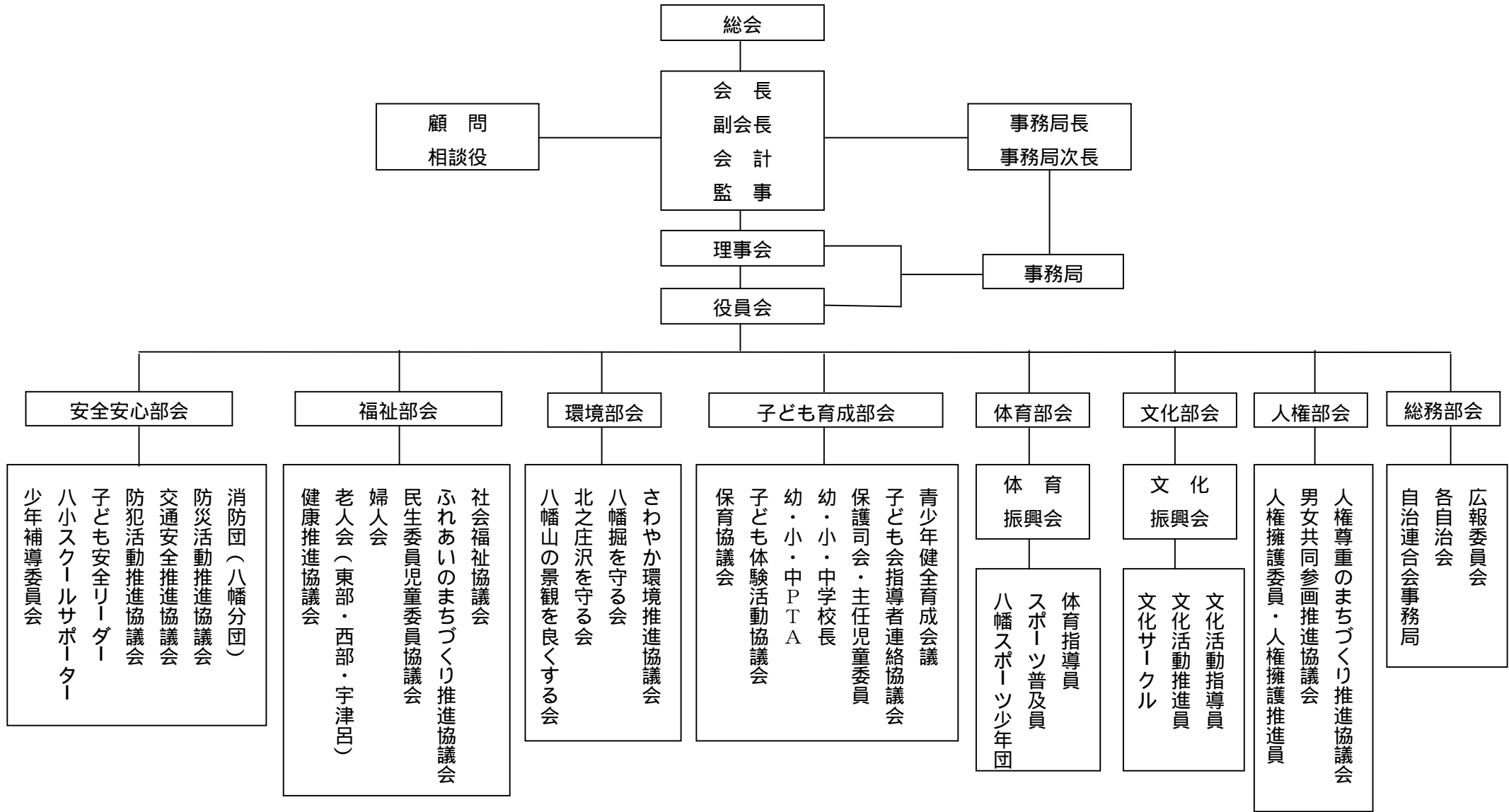


【部会を置かないパターン】(構成団体が協議会を構成)

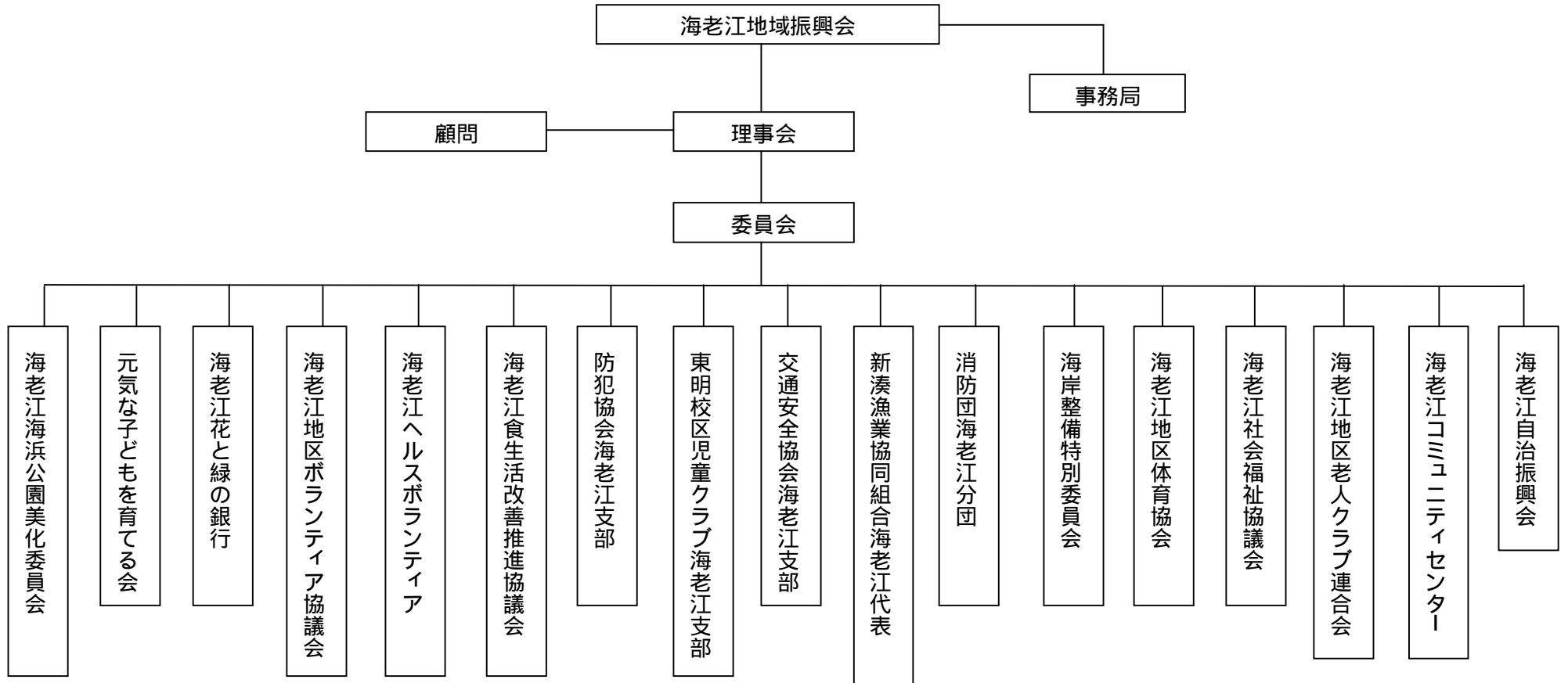
別紙



(例) 滋賀県近江八幡市 八幡学区まちづくり協議会組織図



(例) 富山県射水市 海老江地域振興会組織図



地区まちづくり協議会予算【例】  
現在の地区事業と地域づくり包括交付金を統合した場合

【収入】

科目	金額	備考
1 各区負担金		
2 市からの助成金 交付金 委託料		地域づくり包括交付金（案） 生涯学習活動事業（案） 公民館施設管理（案）維持管理除く
3 負担金		各種団体コピー、印刷代
4 雑収入		預金利息
5 繰越金		
収入合計		

【支出】

科目	金額	備考
1 運営費 区長会 旅費 . . . . .		
まちづくり協議会 旅費 . . . . .		
公民館 消耗品費 . . . . .		
2 事業費（例） 総務広報 健康・福祉 安全・安心 環境美化 青少年育成、文化、スポーツ 振興 生涯学習活動		
3 補助金		
4 予備費		
支出合計		



( 4 ) 地区まちづくり協議会設立設置マニュアル

および協議会規則について(案)

**地区まちづくり協議会(仮称)設立マニュアル**

## はじめに

今後よりいっそう「地域力を結集した協働のまちづくり」を推進するためには、新たな仕組みづくりが必要となっています。

本市においては、地域との協働のまちづくりに向けた取組みとして、平成13年度から各地区にまちづくり委員会が設置され、各地区で策定した地区振興計画に基づく地域づくりが行われています。

夢づくりコミュニティ支援事業により醸成された「自分たちの地域は自分たちでつくる」という気運や理念を今後も継続させつつ、多くの地域住民の参画を得た地域の夢づくりを担う組織（地区まちづくり協議会）を創設し、地域コミュニティの多様な担い手との連携を深めながら、地域力を高め、地域を活性化していかなければなりません。

地域が主体となったまちづくりに向け、地域の実情に応じた仕組みづくりに取り組んでいただくためのマニュアルを作成しました。地区まちづくり協議会の立ち上げにご活用いただければ幸いです。

## ・地区まちづくり協議会とは

### 1．地区まちづくり協議会とは

地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組む組織です。

地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織です。

民主的かつ地区民に開かれた運営を行い、地区民の意見を反映して、地域のまちづくりを進めていきます。

### 2．地区まちづくり協議会の目的

地域におけるコミュニティの充実を図り、地域での身近な課題などを自ら解決できる地域の力を高めていくことを目的とします。

市民と行政が適切な協力関係のもとに支え合う「地域力を結集した協働のまちづくり」の実現するためには、地域コミュニティの充実・強化を図り、地域が主体となって地域の身近な課題を解決できる地域社会を築くことが求められています。

### 3. 地区まちづくり協議会の設置区域

現在の小学校区単位で設立します。

「地区まちづくり協議会」の設置区域は、概ね小学校区または旧小学校区（予定）で設置されている地区公民館の設置区域とします。

### 4. 地区まちづくり協議会の構成

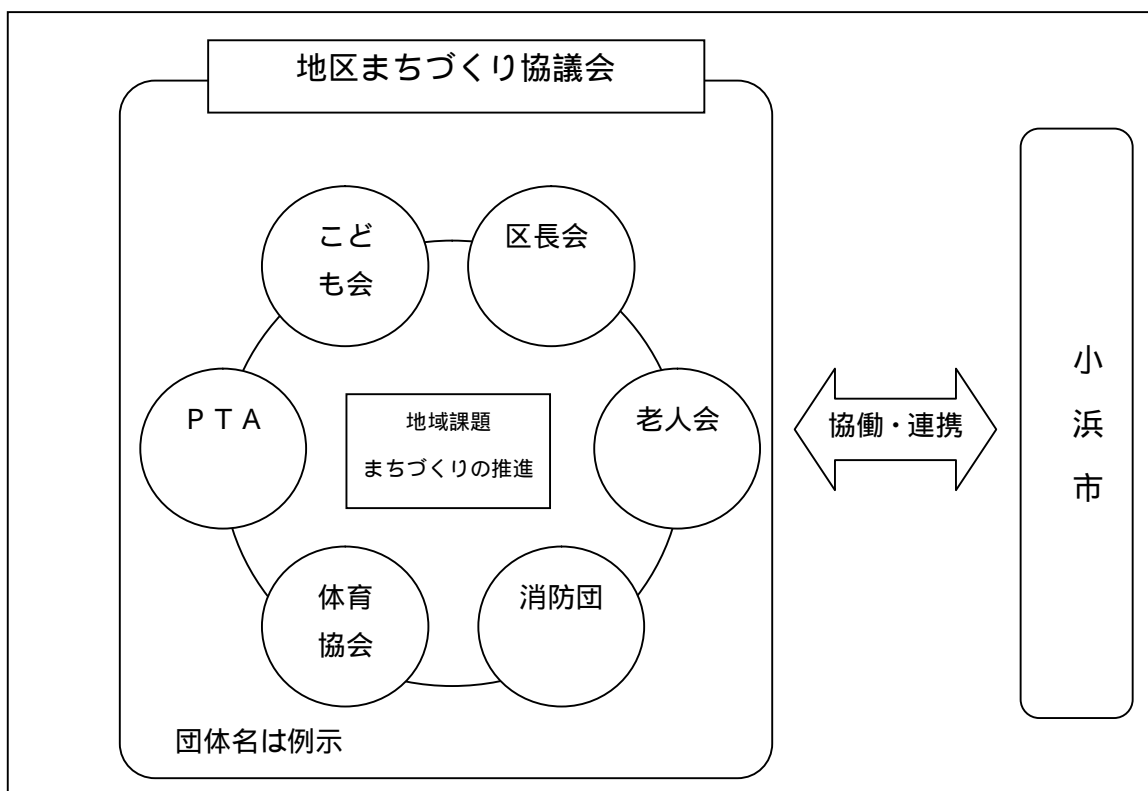
地域における多くの各種団体などが参加し、地域が一体となるよう構成することが望まれます。

地域住民の意見を反映できるよう各種団体、地域住民などで構成することで、地区内で活動する団体などをつなぐネットワーク力を高めます。

組織体制については、「協議会に部会をつくり、それぞれの構成団体が部会に参加するもの」と「部会をつくらず、そのまま協議会を構成するもの」の2パターンなどが考えられます。

ただし、この2パターンは、例示であり、各地区まちづくり協議会にて、構成団体の組み合わせなどを考慮し、組織を組み立てていく必要があります。

【イメージ図】



## 5 . 地区まちづくり協議会の取組み・活動

---

---

地域の身近な課題解決のために、地域づくりの目標を定め、課題解決に向けた取組みを行います。

- ・ 地域の現状や課題の話し合い
- ・ 将来の地域づくりや課題解決に向けた取組みの検討
- ・ 地域の身近な課題の解決に向けた事業の実施

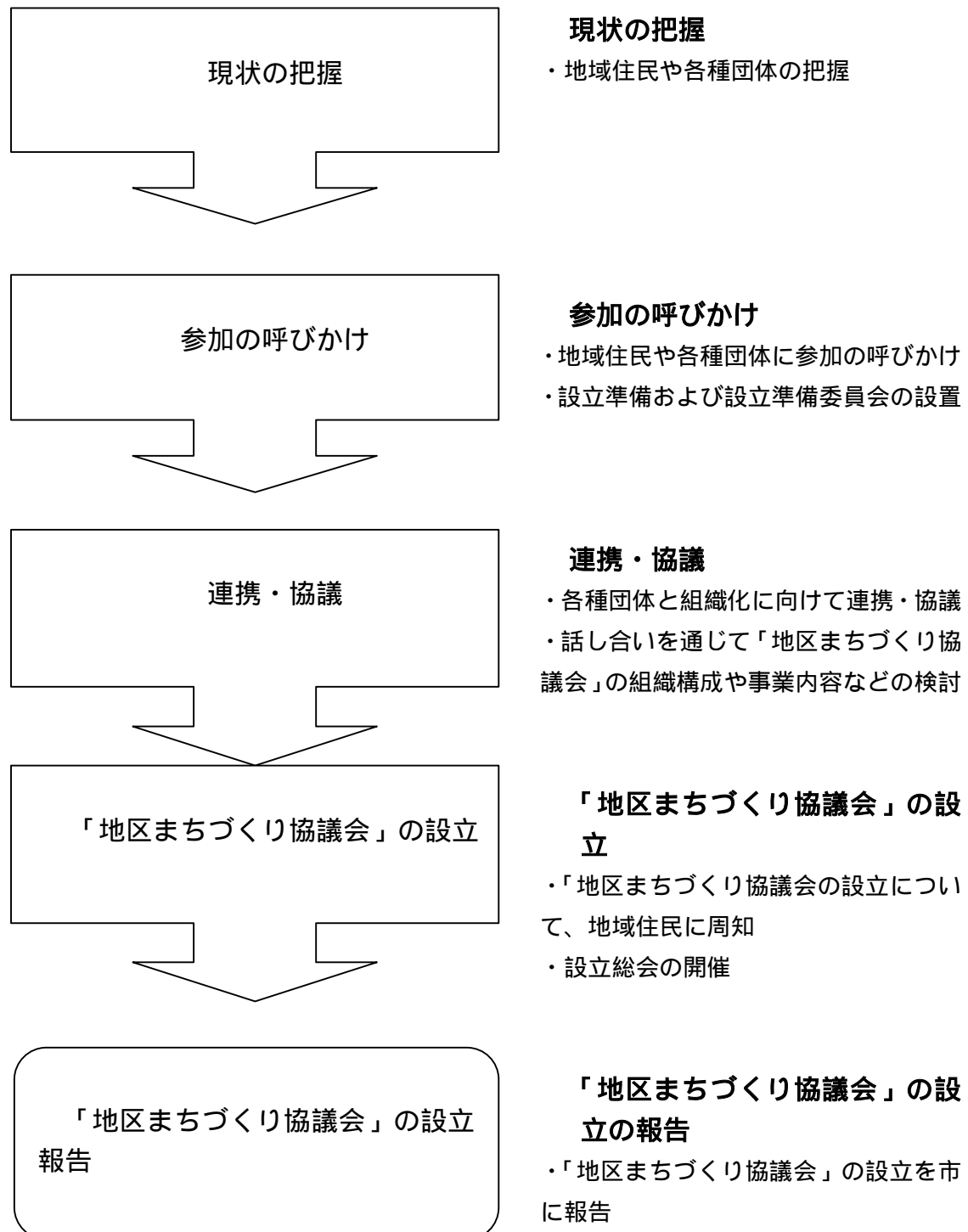
### 【想定される主な活動例】

暮らしの安全・安心、防災に関する活動  
健康づくり、福祉の増進に関する活動  
快適な生活環境および景観の保全に関する活動  
社会教育や生涯学習に関する活動  
スポーツ、文化に関する活動  
地域の特性を活かした活動  
まちづくり協議会の運営

## ・地区まちづくり協議会の設立までの流れ

### 1. 地区まちづくり協議会の設立までの流れ

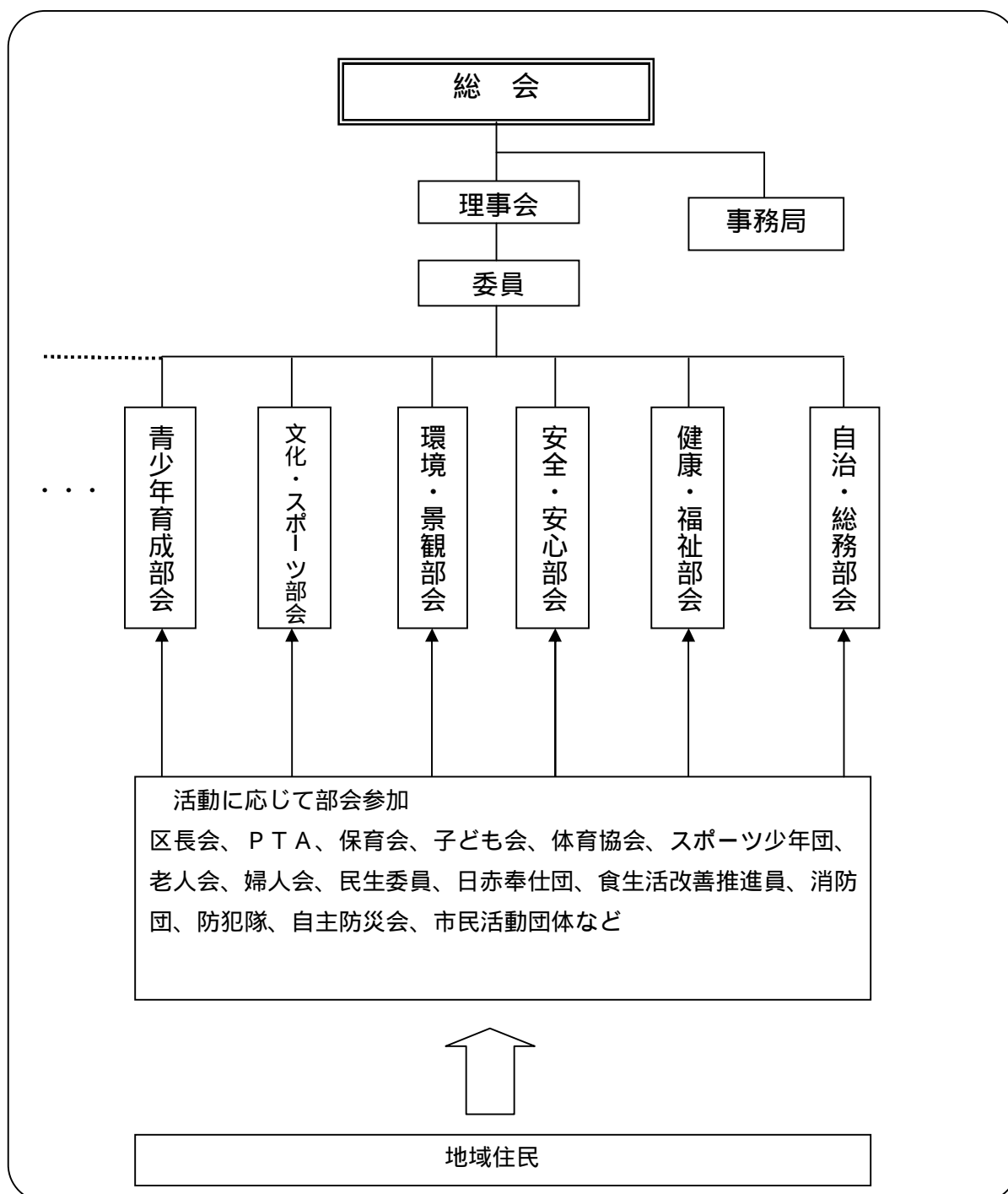
地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組む組織であることから、地域の住民や団体の意志や自発性を確認しながら進めていくことが必要です。



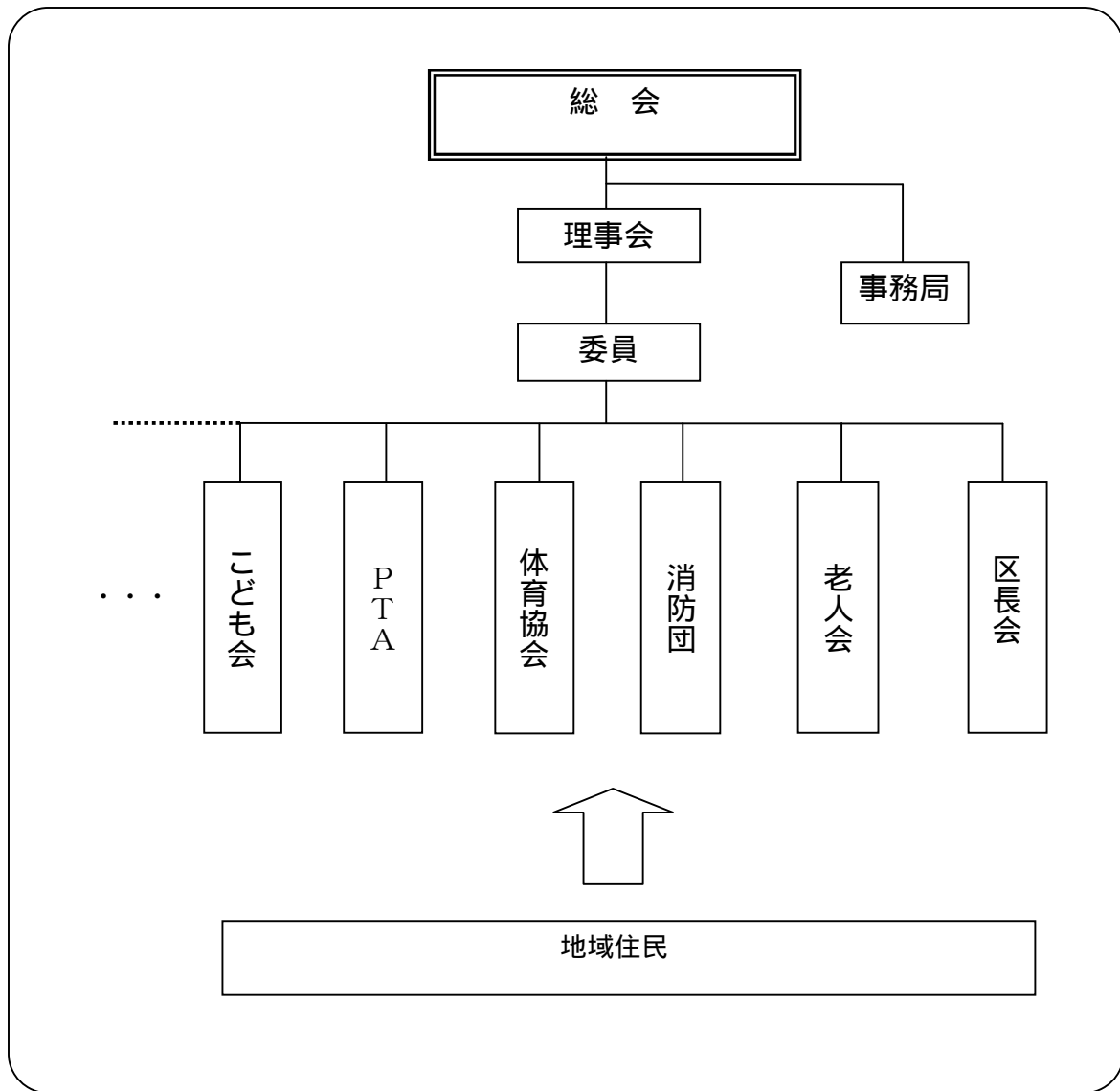
## 2. 組織構成の検討

協議会の組織は決まった形があるものではないので、地域の実情に応じて決めていくことになります。

【部会を置くパターン】(構成団体がそれぞれの部会に参加)



【部会を置かないパターン】(構成団体が協議会を構成)



( 1 ) 設置する組織の例

意思決定組織	総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり計画の承認に関すること</li> <li>・協議会の事業計画および予算に関すること</li> <li>・協議会の事業報告および決算を承認すること</li> <li>・理事会の推薦に基づき、会長、副会長、事務局長および監事を承認すること</li> <li>・理事会の委員を選任すること</li> <li>・規約の制定および改廃に関すること</li> <li>・その他協議会に関する基本的事項および重要事項を決定すること</li> </ul>
	理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画および予算を策定し、事業報告および決算を行うこと</li> <li>・会長、副会長、事務局長および監事を総会に推薦すること</li> <li>・決定した事項を構成員に周知すること</li> </ul>
執行組織	部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ別・課題別に部会を設置し、協議会のさまざまな活動の企画・立案・実働・報告を行うこと。</li> </ul>

意思決定組織

協議会の実施する事業を決定するために、意思決定機関を設置します。意思決定機関の一例として、総会・理事会等の設置が考えられます。協議会の組織構成は、地域の実情に応じて決めることとなります。

部会の設置

地域課題の解決に向けた事業を実施するに当たっては、活動のテーマに応じて専門の部会を設置していきます。部会の構成は、活動が充実するよう、同じような活動の目的をもった団体で構成することで、より効果的な活動が期待できます。

しかし、必ずしも、部会制ではなく、各種団体等で構成しても構いません。

【部会・取組み例】

部会	取組み・活動例
自治・総務	協議会情報の発信などの広報活動、地域交流の促進、地域のリーダーの育成 など
健康・福祉	高齢者の見守り、高齢者の健康づくり、介護予防、子育て支援 など



安全・安心	地域防災・防犯活動、自主防災研修、安全パトロール など
環境・景観	住環境の整備・植樹、花づくり、河川美化 など
文化・スポーツ	歴史文化、伝統行事、スポーツ大会 など
青少年育成	生涯学習、青少年育成 など

## (2) 役員の構成

協議会の役員は、会長、副会長、理事、監事、などが考えられます。

委員は、部会長、各種団体および各区の代表とします。

役職	主な役割等
会長	協議会の代表として、協議会の事業運営等を指揮します。また、総会等の会議の招集を行います。
副会長	会長を補佐し、会長が不在のときは会長の職務を代理します。
理事	協議会の事業運営を行います。
監事	協議会における事業運営や会計処理が適正に行われているか監査を行い、その結果を総会にて報告します。
委員	部会等の代表者として、事業を実施する際に指揮監督します。

その他必要に応じて、顧問・相談役などの設置も考えられます。

## 3. 規約の作成

協議会の組織体制など、これまでの話し合いの方向性ができてくれば、協議会の規約を作成していきます。

### 【規約の記載事項例】

名称

目的

事務所の所在地

活動の内容（事業）

構成員に関する事項（組織）

代表者および役員および選出方法、任期、職務

議決機関および執行機関に関する事項（会議）

会計に関する事項（経費・会計年度）

## 4. 協議会設立総会の発足

協議会設立総会を開催し、規約や地域の計画等の議題が議決されれば、必要書類を添付し、市に認定申請を提出します。

認定申請が提出されたら、地域課題解決のために、地域のことは地域で考え、取り組んでいく組織で、民主的で透明性のある組織として地域自治の主たる担い手として協議会を認定します。

## . Q & A

Q. 区長会のまちづくり協議会での位置づけはどうか？

A. まず、区長会は、地縁団体として地域課題を解決されてきたこれまでの実績と信頼の下に、まちづくり協議会の立ち上げにリーダーシップを発揮されることとなると考えますので、まちづくり協議会が設立されたのちも組織の構成団体としてその役割を担っていただくこととなります。

また、設立後の位置づけですが、まちづくり協議会へ区長会がシフトした場合は、そのまま同一組織としての位置づけがあります。そして、別に組織を立ち上げた場合は、単位区が委員として参加することができますし、また、区長会が参画してその傘下に参加するという形もとれます。これらの場合、参加する段階で、区長会が包括的に他の団体を取り込んでいる場合は、役割分担の観点から、それぞれの役割を整理する必要があるかと思えます。

このように区長会とまちづくり協議会の関係は、その参加の形態によって変わってくるかとは思いますが、直接的にせよ、間接的にせよ、いずれにしても参加と協力の関係であって上下関係ではありません。

Q. 区長会の組織を工夫すれば、まちづくり協議会はすぐできると思うが？

A. 市では、まちづくり協議会の構成員はその地域に居住する個人、その地域で活動する区長会をはじめとした老人会、消防団、体育協会、PTA、子ども会などの地域団体、そして地域にある事業所などが協議会形式でネットワークを構成する会として設立していただきます。

また、この組織がまちづくり協議会規則に定めるその他の要件を満たしていれば、まちづくり協議会として認定します。したがって、既存の区長会においても、組織や規約の変更、会員の拡充などの取り組みによってこの条件を満たせばまちづくり協議会として認定することができますし、現在のまちづくり委員会と区長会を統合した形でも構いません。

Q. まちづくり協議会と各種団体との関係はどうなる？

A. まちづくり協議会と区長会あるいは、各種団体も上下関係でつながっているものではなく、それぞれがまちづくり協議会の中で構成員として、地域の合意を形成する過程から参画し、地域全体の総意のもとさまざまな活動に携わっていくこととなります。

例えば、区長会は地縁団体として、地域の人、さらには地域と市をつなぐ地域活動の核として、地域においてはなくてはならない存在であることから、まちづくり協議会が設立された場合も、組織の構成団体として、これまでと同様に活動をしていただけます。

各種団体が活動していただいく中で、活動の担い手不足によって担いきれなくなった事業については、まちづくり協議会の事業として課題別の部会などにおいて各種団体の連携の下に継続して実施することが考えられます。

加えて、まちづくり協議会と地域団体との連携した活動をしていただくことにより、相乗効果が生まれ、より暮らしやすい地域になることが期待されます。

Q. まちづくり協議会を設立すれば、既存の団体の活動に加え、まちづくり協議会の活動を行うことになり、負担が増えると思うが・・・

A. 地域課題の解決に向けての協議やそれに伴う活動や事業の実施などにより、今まで以上に地域にかかる仕事は増えることは考えられます。

しかし、ライフスタイルの変化や地域のつながりの希薄化などにより、役員の担い手不足や、各種行事等への参加数の減少など課題も出てきています。

また、少子高齢化や高齢単身世帯の増加などにより、従来の枠組みだけでは対応が難しくなる課題も想定されます。

現状の地域コミュニティを将来的に維持・発展させていくため、まちづくり協議会のような組織での取組みが重要になってくると考えています。

Q. まちづくり協議会構成員の考え方について聞かせてほしい。

A. まちづくり協議会の構成員については、その地域にある区長会をはじめ、各種団体、事業者などを構成員として考えます。地域住民のみなさんの誰もが参加したいと思えるような開放された組織や活動にしていってほしいと考えています。

Q. 市とまちづくり協議会との関係と市のスタンスは？

A. 市としては、地域の身近な課題解決のための活動は、その自主性や自立性に配慮した上で、地域でできることは地域に委ねることとし、両者の適切な役割分担の下に解決していきます。設立した後も、運営上のことや、地域で解決できないようなさまざまな問題が生じてくることが考えられますが、市民協働課にご相談いただければ、担当課と協議、協力し、解決できるよう努めます。

Q. 市とまちづくり協議会との協働の範囲や役割分担は？

A. 役割分担については、地域などの小さな単位で可能なことは地域で行い、地域で出来ないこと、地域でやるのが非効率なことは、より大きな単位である市が行うという地方分権の基本理念にもなっている「補完性の原理」に基づいて、考えることが基本です。

しかし、実際の現場では、各地域によってまちづくり協議会の力量はさまざまであるため、まちづくり協議会で可能なことの範囲を一律に決めることは困難です。

市としてはモデル事業として、最初から大きな役割をまちづくり協議会に位置付けることは行わず、まちづくり協議会の特性を踏まえた協働のあり方の合意形成を図っていくなかで、まちづくり協議会の方からの提案や市からの仕事の提案などを通じて徐々にまちづくり協議会の能力に応じた役割分担のルールをつくっていきたいと考えています。

Q. 現在、区長会で市に要望を行っているが、まちづくり協議会ができたなら協議会でも要望はできるのか？

A. 要望は、今までどおり、自治の部分については区長会になりますが、まちづくり協議会でもお受けします。しかし、まちづくり協議会においては、「要望から計画へ」のシフトを期待しているところです。これは、まちづくり協議会において自由な討議のもと、市と課題を共有することにより、要望としてではなく、市と地域の共通の課題としてまちづくりを推進しようとする考え方です。まちづくり協議会設立後は、この考え方に沿って、協働のまちづくりを推進していただくことが大切です。

Q. まちづくり協議会が全地区にできると、どのような市政運営をしていくのか？

A. 身近な地域課題の解決のための活動については、「補完性の原理」の考え方を基にその自主性および自立性に配慮した上でまちづくり協議会に委ねていく方向性を持っています。

また、まちづくり協議会が中長期的な視点から自分たちの地域の将来像ともいべき地区振興計画を見直し、市は広域的な見地から市全体を見渡す中で、重要なことは市政に反映を検討し、協働のまちづくりを推進していきます。

Q. いろいろな団体が一つになるということなので、お金（交付金）の取り合いになるのでは？

A. 交付金の使い道はまちづくり協議会で決めていただくことが基本です。最初はやむを得ず今までの金額を踏襲するというだけでもやむを得ませんが、この方法は地域の創意工夫が生かされていないこととなりますので必ずしも望ましいとは言えません。

市民参加のまちづくりを発展させていくには、市と市民との意見の調整だけでなく、市民同士での意見調整、会話による方針の決定といった過程を経ることが大変重要です。

意見の対立はあるかも知れませんが、地域課題の解決のためにまちづくり協議会において知恵をしぼり、透明性、民主性のある方法で交付金の使い方を決めていただきます。

Q. まちづくり協議会への交付金で足りないときはどうするのか？

A. まちづくり協議会の財源は、交付する予定の行政からの交付金などがありますが、安定した組織運営のためには、自主財源の確保に努めてください。これについては、例えば会費・事業収益・寄付金などが考えられます。収入に見合った事業計画を策定することや事業計画が実現できるように収入を確保することを検討してください。

Q. 今まで市から区長会などに支出されてきた補助金などは、ゆくゆくは無くなっていくのか？

A. 区長交付金などの交付金は、その交付形態が変わらない限り存続します。ただし、地区敬老会事業に対する補助金などは、まちづくり協議会の活動交付金に組み込んでいく予定です。

## 資料

「規約」の名称について制限はありません。例えば、会則とすることも可能です。

### まちづくり協議会規約（例）

#### （名称）

第1条 本会は、まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

【解説】協議会の名称について制限はありません。地域で親しみの持てる名称を考えてください。ただし、既存の別団体と同じ名称を付けることは避けてください。

#### （目的）

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自立的にまちづくりを行うことを目的とする。

【解説】協議会の目的については、協議会の活動に合わせて考えてください。

#### （事務所）

第3条 協議会の事務所は、小浜市 番地 公民館に置く。

【解説】協議会の事務所は地区にある公民館を利用できるようにします。

#### （事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）暮らしの安全・安心、防災に関する活動
- （2）健康づくり、福祉の増進に関する活動
- （3）快適な生活環境および景観の保全に関する活動
- （4）社会教育や生涯学習に関する活動
- （5）スポーツ、文化に関する活動
- （6）地域の特性を活かした活動
- （7）まちづくり協議会の運営

【解説】協議会の事業は、地域の実情を考え活動する内容に合わせて記載してください。

（構成員）

第5条 協議会の構成員は、 地区に居住する住民および 地区で活動する各種団体等とする。

【解説】地域住民が大勢、構成員になれるよう定めてください。

（組織）

第6条 協議会は、総会、理事会および部会をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監査を置く。

【解説】協議会の組織は、地域の実情を考え活動する内容に合わせて記載してください。「部会運営委員会」などが必要であれば設置してください。

（役員の種別）

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 名
- (3) 理事 名
- (4) 監事 名

【解説】協議会の役員の種別と人数は地域の実情を考え活動する内容に合わせて記載してください。必要であれば他の役員を設置することができます。

（役員の決定）

第8条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

【解説】協議会役員の選任については、民主的で、住民の皆さんが納得でき、地域の実情にあった方法にしてください。役員の決定は総会において行うことが適当です。なお、監事は会長、副会長およびその他の役員と兼務することは避けて下さい。



( 役員の職務 )

第9条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、事業の運営を行う。
- (4) 監事は、協議会の会計を監査する。

【解説】協議会の役員の職務は、地域の実情を考え活動する内容に合わせて記載してください。

( 役員の任期 )

第10条 協議会の役員の任期は、 年とする。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【解説】協議会の役員の任期は、地域の実情を考え活動する内容に合わせて記載してください。再任を認めることもできます。

( 総会の種別 )

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種類とする。

( 総会の構成 )

第12条 総会は、理事および部会から選出された委員をもって構成する。

- 2 委員の定数は 名以内とする。

【解説】総会の構成は、会員の総意として反映できるよう地域の実情に合わせて構成してください。

( 総会の開催 )

第13条 通常総会は年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 委員の 分の 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 構成員の 分の 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

【解説】通常総会は、毎年度決算終了後の早い時期に行うことが望ましいです。総会の開催については、地域の実情に合わせて記載してください。

（総会の招集）

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の 日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】総会の招集については、地域の実情に合わせて記載してください。

（総会の定足数）

第15条 総会は委員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

（総会の議長）

第16条 総会の議長は出席した委員の中から選出する。

（総会の議決）

第17条 総会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

【解説】総会の定足数および議決については、地域の実情に合わせて記載してください。

（総会の審議事項）

第18条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (2) 規約の改廃の決定に関すること。
- (3) 役員決定に関すること。
- (4) その他必要と思われる事項に関すること。

（総会の公開）

第19条 通常総会および臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会および臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴

者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

（理事会の構成）

第20条 理事会は理事をもって構成する。

（理事会の招集と議長）

第21条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（理事会の審議事項）

第22条 理事会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

【解説】理事会の権能に合わせて、理事会の定足数および議決については、必要に応じて、地域の実情に合わせて記載してください。

【解説】「部会運営委員会」などを設置した場合は、これらの構成、役割、審議事項などを記載してください。

（部会の構成）

第23条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は 地区で活動する各種団体等より選出された者で構成する。

- (1) 自治・総務部会
  - (2) 健康・福祉部会
  - (3) 安全・安心部会
  - (4) 環境・景観部会
  - (5) 文化・スポーツ部会
  - (6) 青少年育成部会
- 2 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

【解説】部会の構成、名称、数については、協議会の活動を考慮し、地域の実情に合わせて記載してください。

( 部会の役割 )

第24条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整および執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画および予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告および決算に関すること
- (3) その他部会運営等に関すること

( 経費 )

第25条 協議会の経費は、会費、寄附金、市交付金およびその他収入をもって充てる。

( 会計年度 )

第26条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【解説】市の会計年度が毎年4月1日から翌年3月31日までとされていることに加え、活動交付金の精算事務を行わなければならないことを考慮すると、事務量の軽減を図るために、市と同一の会計年度でお願いします。

( 会計帳簿の整備 )

第27条 協議会は、会の収入および支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

( 監査 )

第28条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

( 委任 )

第29条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

## 小浜市地区まちづくり協議会規則（案）

### （目的）

第1条 この規則は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自立的にまちづくりを行う地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の活動に関する事項を定めることにより、市と協議会との間の基本的関係を明らかにするとともに、協議会の民主的かつ効率的な活動の確保を図り、もって住民自治の推進に資することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）地区 小学校区を単位とする区域をいう。
- （2）住民 市内に在住、在勤または在学する個人をいう。

### （協議会の要件と認定）

第3条 協議会は、住民、区長会、各種団体等が地域の課題について話し合い、解決を目指せるよう住民により自発的に設置された組織で、次に掲げる要件を満たすものをいう。要件を満たせば認定することができる。

- （1）地域を単位として対象区域を定めていること。ただし、一つの地域は、複数の協議会に属することができない。
- （2）地域を代表すると認められる団体であり、名称、目的、区域、事務所の所在地、組織、会議等を明記した規約を定めていること。
- （3）地域内にある各種団体等を可能な限り構成団体に含むこと。
- （4）地域内の全ての住民が自由に活動に参加することができること。

2 市長は、認定した協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認定を取り消すことができる。

- （1）前項各号の規定に該当しなくなったと認めるとき。
- （2）解散したと認められるとき。
- （3）その他協議会として適当でないとき。

(協議会の設置)

第4条 前条に規定する協議会を設置した場合において、代表者は、まちづくり協議会設置届出書(様式第1号)に協議会の規約および役員名簿を添付し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、まちづくり協議会設置届出受理書(様式第2号)により、届出をした者に通知するものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、まちづくりを行うにあたって、住民の意見、要望等を事業に反映させ、地域の課題に自ら積極的に取り組むように努めるものとする。

2 協議会は、住民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成および地域資源の有効活用に努めるものとする。

3 協議会は、その時々地域の課題に応じ、創意工夫を活かした実践的な活動の推進とともに、地域のまちづくりの基本方向を定めた地区振興計画の策定に努めるものとする。

4 協議会は、会の運営にあたっては、情報公開および個人情報の保護に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、第1条の目的を達成するため、住民にかかわる身近な課題解決のための活動は、協議会に委ねることを基本として、協議会との間で適切に役割を分担するとともに、協議会の自主性および自立性が十分に発揮されるように配慮しなければならない。

2 市は、協議会の設立と運営にあたって、必要な支援措置を講ずるものとする。

(事務の委任)

第7条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、協議会を代表する者に対し、事務の一部を委任することができる。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

様式第 1 号（規則第 4 条関係）

平成 年 月 日

まちづくり協議会設置届

小 浜 市 長

まちづくり協議会名

代表者氏名

まちづくり協議会を設置しましたので、小浜市地区まちづくり協議会規則第 4 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 事務所の所在地
- 3 代表者の住所および氏名  
住所  
氏名
- 4 設置年月日
- 5 添付書類  
( 1 ) 規約等の写し

( 2 ) 役員名簿

様式第 2 号 ( 規則第 4 条関係 )

まちづくり協議会設置届受理書

地区まちづくり協議会名

代表者氏名

小浜市長

年 月 日付けで届出のありましたまちづくり協議会設置届出書  
は、適正であると認めましたのでこれを受理します。



## (5) 公民館条例の廃止・コミュニティセンター設置条例について

「公民館」から「コミュニティセンター」へ

### 意義

第5次総合計画で

地域の活力低下と、都市部と地方の地域格差を問題としており、解決策として地域資源を最大限生かしたまちづくり、循環型社会づくりを上げている。また、地域の事は地域に住む住民が責任を持って決めることが出来るようにすると述べられている。

一方、社会教育の充実面としては、地域の活性化をめざし地域住民が持つ豊かな知識・技術を活かせる場の創造、地域の子は地域で育てる、人権意識の高揚が掲げられている。

公民館は、いきまち活動、夢コミ活動の事務局として市民協働活動を経験してきており、住民活動のサポート、住民による地域自治の拠点としての要素が強まってきている。地区により温度差はあるが住民の考えで地域づくりをしていこうとする気運になって来ている。市としては、地域資源を最大限に活かしたまちづくりをして地域の再興を果たしていくため、住民による地域づくり活動をさらに進めていきたいと考えており、同時にこの活動は生きた社会教育ともいえる。

「教育委員会部局の公民館」から、より広い活動ができる「市長部局のコミュニティセンター」として公民館の役割を強化し、社会教育も充実させていくことが出来れば、学習とその成果をまちづくりに活かす循環が出来、まちづくり活動と社会教育活動の連携で、より効果的なまちづくりになると思われる。

<例> 防災の学習をして、地域防災を考えて 市の防災担当課へ提案

情報化の学習をして、地域の何気ない風景に価値を与える

地域の活動に参加しにくい人のフォローを話し合う、人権ワークショップ開催

地域の人材活用子ども教室で地域の学力向上

コミセン設置条例については、社会教育等の活動もする旨を盛り込むなど、今の公民館活動を包含するものとしてはどうか。不必要な部分が無いかな細部の検討は必要。

社会教育法では「公民館」は必要に応じた予算の範囲内で設置しても良い事になっている。他市の例ではコミセンになっても公民館連合会には加盟しているところもある。

< 関係法令抜粋 >

社会教育法第 5 条

教育委員会は当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において次の事務を行う。

- ・ 社会教育に必要な援助を行う
- ・ 公民館の設置、管理

社会教育法第 29 条

公民館に公民館運営審議会を置くことができる

運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

社会教育法第 38 条

国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- ・ 公民館がその事業の全部もしくは一部を廃止し、または第 20 条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

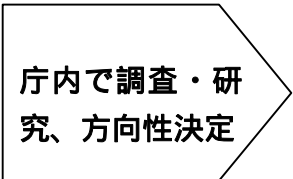
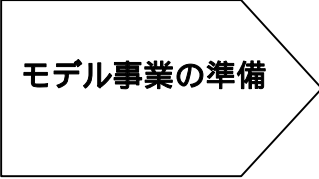
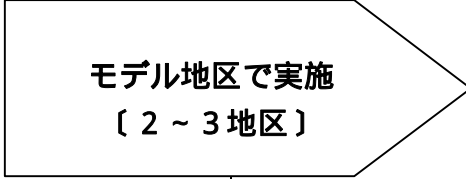
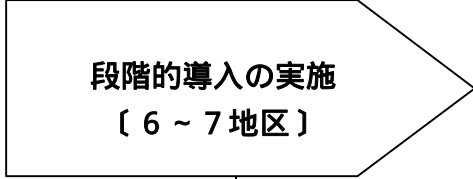
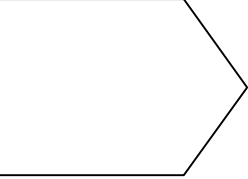
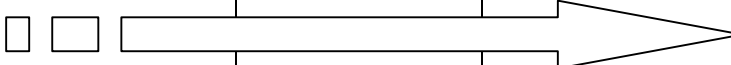
小浜市公民館設置条例

- ・ 社会教育法第 24 条の規定に基づき公民館を設置する。
- ・ 公民館は社会教育法第 22 条に掲げる事業を行う。
- ・ 本市公民館に運営審議会を置く

小浜市社会教育委員設置条例

- ・ 本市に小浜市社会教育委員を設置する。

( 6 ) 公民館を拠点とした地域づくりスケジュール(案)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度～
市	 <p>庁内で調査・研究、方向性決定</p> <p>&lt; 1月 &gt; ・政策会議 &lt; 2月～ &gt; ・議会全員協議会への説明 ・社会教育委員、教育委員、各地区まちづくり委員会・公民館長などへの説明・意見聴取 &lt; 3月 &gt; 庁内での方向性決定(事務局案の作成)</p>	 <p>モデル事業の準備</p> <p>&lt; 5～8月 &gt; ・協働のまちづくり市民会議の開催(3回程度) ・地域づくり包括交付金(仮称)モデル事業実施要綱の作成 &lt; 8～10月 &gt; ・地域拠点のあり方とりまとめおよび市議会への説明 ・モデル地区の公募・協議 &lt; 11月～ &gt; ・平成27年度当初予算要求</p>	 <p>モデル地区で実施〔2～3地区〕</p> <p>・地域づくり包括交付金(仮称)モデル事業の検証 ・交付金を交付するための法令(自治基本条例・まちづくり条例・協働のまちづくり推進条例等)の検討</p>		 <p>段階的導入の実施〔6～7地区〕</p> <p>・公民館条例の廃止、コミュニティセンター条例の制定</p>		 <p>全地区で実施〔12地区〕</p>
	<p>・区長会、まちづくり委員会等での情報共有</p>	<p>・地区まちづくり協議会(仮称)の組織化および中期地区振興計画(A43枚程度)の策定</p>	<p>・地区振興計画に基づいた事業実施</p>	<p>・地区振興計画に基づいた事業実施</p>			

( 7 ) 行政区と地区まちづくり協議会との役割分担(棲み分け)の考え方

	行政区	地区まちづくり協議会
概要	<p>・地域に住む人の親睦、共通の利益の促進、地域自治のための自主的な任意団体で、地域の最も基礎的な住民自治組織。(地方自治法260条の2で「地縁による団体」と規定、地方公共団体の長の認可を受け、団体名義で不動産登記等が可能。)</p> <p>区長：小浜市区長設置規則に基づき、行政区からの内申を得て、市長が委嘱</p>	<p>・地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織。(概ね小学校区または旧小学校(予定)で設置されている地区公民館毎に設置)</p> <p>(仮)小浜市地域づくり包括交付金モデル事業実施要綱で位置付けられた団体</p>
活動内容	<p>行政区内自治</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災活動、高齢者福祉活動</li> <li>・ごみ集積場、防犯灯の設置、維持・管理、道路側溝の維持・管理</li> <li>・伝統文化・行事の継承活動</li> <li>・集会所、地域内の清掃</li> <li>・レクリエーションなどの親睦行事</li> <li>・行政への陳情・要望等</li> </ul> <p>市からの委嘱事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報および広聴に関する事務</li> <li>・市からの伝達等に関する事務</li> <li>・市が指定する調査、報告に関する事務</li> </ul>	<p>地区振興計画に基づく事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な地域づくりを推進するための活動</li> <li>・健康・福祉の増進を図るための活動</li> <li>・生活環境を改善するための活動</li> <li>・教育・文化を振興するための活動</li> <li>・住民同士の交流を促進するための活動</li> <li>・その他地域の特性を活かした創造的な活動</li> </ul> <p>行政区で対応できない課題や地区で取り組む方が効果的な課題を様々な団体の連携・協力を得て取り組む。</p>
他市町例	<p>〔近江八幡市〕</p> <p>まち協はまちづくりの方向性(かじ取り)を担い、区長会は人を動かす。 「学区まちづくり協議会」 地域の特性を活かして住みよい地域をつくるための組織 協働のまちづくり基本条例第30条</p> <p>〔越前市〕</p> <p>自治振興会は地域づくり、まちづくりを主体的に担い、区長は町内自治を担い、自治振興会を全面的に支援。 「自治振興会」: 地域自治を推進するため、地区の市民等により組織された団体。 越前市自治振興条例第2条(4)</p> <p>〔射水市〕</p> <p>自治会は区内の自治を担い、毎月1回開催される地域振興会理事会に出席、各自治会では、理事会開催後に役員会を開催している。 「地区振興会」: 地域課題を自ら解決し、地域に合ったまちづくりを実現するため、地域の自治組織等各種団体が連携・協力して設立した組織。 射水市協働のまちづくり推進条例第2条(4)</p>	

## ( 8 ) 各地区、各種団体との意見交換結果報告

各地区の、区長会長・まちづくり委員長・館長・運審委員長に公民館にお集まりいただき、「協働のまちづくり推進のため、まちづくり協議会をつくることと、その活動拠点として公民館をコミュニティセンターにすること」について説明し、これについて現時点での地区の思いを聞いてくることとしました。以下はその概要です。

説明のための班編成を次のとおり行いました。

- |    |           |      |               |
|----|-----------|------|---------------|
| 1班 | 橋本、渡邊、芝   | 担当地区 | 小浜、内外海、松永、口名田 |
| 2班 | 松井、檀野、日比野 | 担当地区 | 雲浜、国富、遠敷、中名田  |
| 3班 | 大岸、斎藤、石田  | 担当地区 | 西津、宮川、今富、加斗   |

なお、都合により一部メンバーを入れ替えて説明会に臨んだ地区もあります。

### 地区からの意見概要

#### 新しいまちづくり推進の形態について

- ・新体制は現団体をまとめて、地域の組織の現状をスッキリ集約できる可能性がある。
- ・今の体制で機能している地区はそれをベースに出来る
- ・新組織と区長会の上下関係をどうするか
- ・公民館を誰もがゆるく集える場にすればよい
- ・子どもや若い世代のことを考える視点がいる
- ・やると決まれば、市も本腰をいれて取り組んでほしい
- ・指定管理は格差を生む
- ・公民館は教育委員会管轄じゃないとだめ
- ・コミュニティが崩壊しないか。京都府綾部市の奥上林を研究して欲しい
- ・現行のまちづくり委員会は立場があいまいで、一人歩きしている

#### 交付金について

- ・地区内でやりくり出来て使いやすくなる
- ・経理、監査をしっかりと
- ・市から地区への予算配分がむずかしい
  - ・基準をどう決める（人口、田畑山面積、参加率や企画）
- ・どこまで使えるお金か
  - ・施設消耗品、備品、人件費
- ・地区の中での配分は難しい

#### 事業について

- ・ イベントを統合し現実的な運営ができる
- ・ コミセンなら営業活動ができる
- ・ まちづくり活動が見えない（出来ない）と格差を受ける側になる
- ・ 行政からの事業を緩和してもらえば地域づくりに重点がおける
- ・ 社会教育の金が減るのを危惧する。地域のいいものを大事に残せるか

#### 説明会について

- ・ モデル地区はどう選ぶ
- ・ 具体的な目標、提案、イメージ図で説明して欲しい
- ・ 地域が沸くような広報を積極的にして欲しい
- ・ 各種団体への説明は市からして欲しい

#### 人について

- ・ 協議会のトップは負担が大きい
- ・ 高齢化で人の確保ができなくなるか
- ・ 専門的な人材が必要ではないか
- ・ 公民館職員も負担が大きくなる
- ・ 公民館職員の待遇の検討
- ・ 市職員のまちづくりへの参加が必要
- ・ 住民間で意識が違いすぎる
- ・ 各種団体は衰退傾向、区長会は1年限りの現状で協議会はまとまるか

#### その他

- ・ コミセンの根拠法令

#### 【社会教育委員の会での意見】

2014.3.26

自主運営が出来る公民館を作っていきたいと社会教育委員の会は言っていた。

金額的にはどこまで出せるのか。

人材によって出来ることが違う。人によって変わるような体制はやめた方が良い。

地域制人材育成は社会教育の仕事。

誰が人材を選ぶ。高齢化社会で数年先の人材確保がむずかしい。

公民館職員の待遇の問題。1年ずつの雇用で良いのだろうか。

## (9) まちづくり協議会の質問 Q & A

Q. 区長会のまちづくり協議会での位置づけはどうか？

A. まず、区長会は、地縁団体として地域課題を解決されてきたこれまでの実績と信頼の下に、まちづくり協議会の立ち上げに強いリーダーシップを発揮されることとなると考えますので、まちづくり協議会の設立における核組織として位置付けることができます。

また、設立後の位置づけですが、まちづくり協議会へ区長会がシフトした場合は、そのまま同一組織としての位置づけがあります。そして、別に組織を立ち上げた場合は、単位区が構成員として参加することができますし、また、区長会が参画してその傘下に参加するという形もとれます。これらの場合、参加する段階で、区長会が包括的に他の団体を取り込んでいる場合は、役割分担の観点から、それぞれの役割を整理する必要があるかと思えます。

このように区長会とまちづくり協議会の関係は、その参加の形態によって変わってくるかとは思いますが、直接的にせよ、間接的にせよ、いずれにしても参加と協力の関係であって上下関係ではありません。

Q. 区長会の組織を工夫すれば、まちづくり協議会はすぐできると思うが？

A. 市では、まちづくり協議会の構成員はその地域に居住する個人、その地域で活動する区長会をはじめとしたPTA、老人会、民生委員、消防団、体育協会などの地域団体、そして地域にある事業所などが協議会形式でネットワークを構成する会として設立していただきます。

また、この組織がまちづくり協議会規則に定めるその他の要件（例えば、協議会の対象区域が決まっていること、協議会の目的・名称・事務所所在地・代表者・会議などが明記された規約があること、住民誰もが会員となり、民主的な運営をしていけることなど）を満たしていれば、まちづくり協議会として認定します。したがって、既存の区長会においても、組織や規約の変更、会員の拡充などの取組によってこの条件を満たせばまちづくり協議会として認定することができますし、現在のまちづくり委員会と区長会を統合した形でも構いません。

Q. まちづくり協議会と他の地域団体との関係はどうなりますか？

A. まちづくり協議会と区長会あるいは、その他の団体も上下関係でつながっているものではなく、それぞれが協議会の中で構成員として一つの協議の場に臨み、地域の合意を形成する過程から参画し、地域全体の総意からさまざまな活動に携わっていくこととなります。

例えば、区長会は地縁団体として地域の人と人、地域の人、さらには地域と市をつなぐ地域活動の核として、地域においてはなくてはならない存在であることから、まちづくり協議会が設立された場合も、組織の構成団体として、それまでと同様に活動をしていただけます。

地域の団体が活動していただいている中で、活動の担い手不足によって担いきれなくなった事業に

については、まちづくり協議会の事業として課題別の部会などにおいて各種団体の連携の下に継続して実施することが考えられます。

加えて、まちづくり協議会と地域団体との連携した活動をしていただくことにより、相乗効果生まれ、より暮らしやすい地域になることが期待されます。

Q. まちづくり協議会構成員の考え方について聞かせてください。

A. まちづくり協議会の構成員については、その地域にある各種団体、暮らしているすべての住民、事業者などを構成員として考えます。地域住民のみなさんが参加することで、「住んでよかった」といえるまちづくりが実現することができます。まちづくり協議会活動に参加したいと思ってもらえるような組織や活動にしていきたいと思います。

Q. 市とまちづくり協議会との関係 / 市のスタンスは？

A. 市としては、地域の身近な課題解決のための活動は、その自主性や自立性に配慮した上で、地域でできることは地域に委ねることとし、両者の適切な役割分担の下に解決していきます。設立した後も、運営上のことや、地域では解決できないようなさまざまな問題が生じてくることが考えられますが、市民協働課にご相談いただければ、担当課と協議し、協力させていただき、解決できるよう努めます。

Q. 行政とまちづくり協議会の協働の範囲や役割分担は？

A. 役割分担については、地域などの小さな単位で可能なことはそこでいきなり、地域では出来ないこと、地域でやるのが非効率なことは、より大きな単位である市が行うという地方分権の基本理念にもなっている「補完性の原理」に基づいて、考えることが基本です。しかし、実際の現場では、各地域によってまちづくり協議会の力量はさまざまであるため、まちづくり協議会で可能なことの範囲を一律に決めることは困難です。

市としてはモデル事業として、最初から大きな役割を地区協議会に位置付けることは行わず、各まちづくり協議会の特性を踏まえた協働のあり方の合意形成を図っていきながら、まちづくり協議会の方からの提案や行政からの仕事の提案などを通じて徐々にまちづくり協議会の能力に応じた役割分担のルールをつくっていきたいと考えています。

Q. 現在はそれぞれの区長会で市に要望しているが、まちづくり協議会ができたなら協議会でも要望はできないのだろうか？

A. 要望は、区長会・まちづくり協議会にかかわらず、どんな形でもお受けします。しかし、まちづくり協議会においては、「要望から計画へ」のシフトを期待しているところです。これは、まちづくり協議会において自由な討議のもと、市と課題を共有することにより、要望としてではなく、



市と地域の共通の課題としてまちづくりを推進しようとする考え方です。まちづくり協議会設立後は、この考え方に沿って、協働のまちづくりを推進していただくことが大切です。

Q. まちづくり協議会が全地区にできると、どのような市政運営をしていくのか？

A. 身近な地域課題の解決のための活動については、「補完性の原理」の考え方を基にその自主性および自立性に配慮した上で地区協議会に委ねていく方向性を持っています。また、まちづくり協議会が中長期的な視点から自分たちの地域の将来像ともいべき地域計画を見直し、市は広域的な見地から市全体を見渡す中で、重要なことは市政に反映を検討し、協働のまちづくりを推進していきます。

Q. いろいろな団体が一つになるということなので、お金（交付金）の取り合いになるのでは？

A. 交付金の使い道はまちづくり協議会で決めていただくことが基本です。最初はやむを得ず今までの金額を踏襲するというだけでもやむを得ませんが、これは地域の創意工夫が生かされていないこととなりますので必ずしも望ましいとは言えません。

市民参加のまちづくりを発展させていくには、行政と市民同士の意見の調整だけでなく、市民同士での意見調整、会話による方針の決定といった過程を経ることが大変重要です。

意見の対立はあるかも知れませんが、地域課題の解決のためにまちづくり協議会において知恵をしぼり、透明性、民主性のある方法で交付金の使い方を決めていただきます。

Q. まちづくり協議会への交付金で足りないときはどうするのか？

A. まちづくり協議会の財源は、交付する予定の行政からの交付金や委託料がありますが、安定した組織運営のためには、自主財源の確保に努めてください。

これについては、例えば会費・事業収益・寄付などが考えられます。収入に見合った事業計画を策定することや、もしくは事業計画が実現できるように収入を確保することを検討してください。

Q. 今まで市から区長会などに支出されてきた補助金などは、ゆくゆくは無くなっていくのか？

A. 区長交付金などの交付金は、その交付形態が変わらない限り存続します。

ただし、地区敬老会事業に対する補助金などは、まちづくり協議会の活動交付金に組み込んでいく予定です。

## 協働のまちづくりにふさわしい地域拠点（公民館）のあり方部長会議Q & A

### Q.現在のまちづくり委員会とまちづくり協議会の違い

A.現在のまちづくり委員会は、後継者不足や固定化傾向になっており、これから多くの市民がまちづくりに活動できる環境を整えていかなければならない。  
協議会形式で各種団体がネットワークを構成することで、活動の担い手不足によって担いきれなくなった事業についても、まちづくり協議会の事業として課題別の部会などにおいて連携の下に継続して実施することが考えられる。

### Q.まちづくり協議会構成員について

A.まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人、その地域で活動する区長会をはじめとしたPTA、老人会、民生委員、消防団、体育協会などの地域団体、地域にある事業所などのネットワークでの構成を考えている。  
多くの地域住民が参加することで、「住んでよかった」といえるまちづくりが実現できると考える。

### Q.区長会のまちづくり協議会での位置づけは

A.まず、区長会は、地縁団体として地域課題を解決されてきたこれまでの実績と信頼の下に、まちづくり協議会の立ち上げに強いリーダーシップを発揮されることとなると考えられるので、まちづくり協議会の設立における核組織として位置付けることができる。

組織として 区長会を中心とした組織

区長会が参画してその傘下に参加するという形

区が構成員として参加する形

区長会とまちづくり協議会の関係は、その参加の形態によって変わってくるかとは思いますが、直接的、間接的にせよ、いずれにしても参加と協力の関係であって上下関係ではない。

### Q.包括交付金については、地域に丸投げのように見えるが・・・

A.包括交付金については、現在、関係各課とヒアリングをしており、どの事業を包括交付金にすることで地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力あるまちづくりをしてもらえるか検討している。

例えば、地区敬老会事業や地域環境づくりの事業などが包括交付金の中に組み込まれると考える。

ただ、行政の行っていた事業や事務を地域におまかせするだけなら、地域のメリットが少ないので、まちづくりを進める上でインセンティブな財源を交付できないか検討中である。

Q. 各地区の格差が生まれないのか

A. 先進地でも全ての地区が揃うまで時間がかかっている。地域づくりの部分はプラスアルファの部分であり、やる気のあるところを応援する形で、補助等の支援に多少の差がつくのは致し方ないと思う。

今回、やる気のあるところにモデル地区になってもらい進めていくが、モデル期間でいろいろな課題を抽出したい。市としてもなるべく格差が生まれないよう、各地区に組織作りを進めてもらい、地域ごとの特性や地域住民の意向を尊重しながら必要な支援をしていく。

Q. 地域内分権であり、公民館長の負担がかなり重く、行政のサポートが必要と考えるが・・・

A. 公民館の負担にならないように、人材をしっかり確保したサポート体制の充実が必要と考える。  
地元市職員が一住民として組織づくり、地域づくり等を支援  
地元市職員OBのアドバイザー雇用  
公民館主事の育成 地域づくりがコーディネートできる能力を身につけてもらう。  
目的型の市民活動団体の地域への支援

Q. 地域と行政の役割分担についてどう考えるか。

A. 役割分担については、地域などの小さな単位で可能なことは地域で行い、地域では出来ないこと、地域でやるのが非効率なことは、より大きな単位である市が行うという地方分権の「補完性の原理」に基づいて、考えることが基本である。

特に、道路などの原材料支給については、やっていただくものなどの選別や管理をどのようにしていくか考えていかなければならない問題である。

Q. 地域の自立を進めるのは、コミュニティビジネスが必要であると思うが・・・

A. 今回の協働のまちづくりふさわしい地域拠点のあり方では、行政の一部を担ってもらう側面と地域の自立を図っていく側面がある。

まずは、地域の特性を活かし、住民自ら創意と工夫、判断と責任で魅力あるまちづくりを進めてもらうことであり、コミュニティビジネスは、次のステップであると思う。

コミュニティビジネスについては、NPOなど目的型組織が担う中で、いずれは地縁型組織に指導、連携した取組みを促していきたい。

Q. 地域づくり包括交付金（仮称）を交付するための条例の制定について

A. 先進地における交付金の交付は、自治基本条例（まちづくり基本条例）や協働のまちづくりを推進する趣旨の条例を根拠としている。

本市は、平成13年に制定された「食のまちづくり条例」があるが、食をモチーフとした政策宣言的なまちづくりの市、市民、事業者等の努力目標あるいは努力義務を条例化したものとする。

今後、地域づくり包括交付金（仮称）の交付の根拠とする条例の制定に当たっては、食のまちづくり条例にある地区振興計画や地域支援について整理しながら、協働のまちづくりがより一層推進していけるような条例を検討していく必要がある。

Q. なぜ、公民館をコミュニティセンターに移行させないといけないのか

A. 地域づくりが進んできており、現在の体制であると、教育委員会と市長部局の二重構造（指揮系統・金の流れ）になっている。

コミュニティセンター化することで、市長部局の管轄となり、さまざまな活動が広がりをみせ、地域づくりなど住民主体のまちづくりが進んでいく。

社会教育事業については、必須の委託事業として担保する。

## ( 10 ) 公民館関係法令

### 1 . 社会教育法 ( 抜粋 )

#### 第 5 章 公民館

##### ( 目的 )

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### ( 公民館の設置者 )

第 21 条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人 ( 以下この章において「法人」という。 ) でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

##### ( 公民館の事業 )

第 22 条 公民館は、第 20 条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 . 定期講座を開設すること。
- 2 . 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 . 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 . 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 . 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 . その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

##### ( 公民館の運営方針 )

第 23 条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 1 . もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 2 . 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 3 . 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団支援してはならない。

## 2. 小浜市公民館設置条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

(名称および位置)

第2条 公民館の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
小浜市中央公民館	小浜市大手町5番31号
小浜市小浜公民館	小浜市小浜日吉91番地の3
小浜市雲浜公民館	小浜市城内二丁目5番16号
小浜市西津公民館	小浜市北塩屋第22号2番地
小浜市内外海公民館	小浜市甲ヶ崎第22号33番地
小浜市国富公民館	小浜市栗田第11号3番地の2
小浜市松永公民館	小浜市上野第28号7番地
小浜市遠敷公民館	小浜市遠敷第71号8番地
小浜市今富公民館	小浜市和久里第26号9番地
小浜市口名田公民館	小浜市中井第41号9番地
小浜市中名田公民館	小浜市下田第50号19番地
小浜市加斗公民館	小浜市加斗第30号35番地
小浜市宮川公民館	小浜市加茂第2号17番地の2

(事業)

第3条 本市公民館は、社会教育法第22条に掲げる事業を行う。

2 中央公民館は、前項の事業を行うほか、地域公民館相互の連絡協調を図る。

(職員)

第4条 公民館に館長のほか、教育委員会が必要と認めた公民館に、公民館主事その他必要な職員を置く。

2 公民館主事その他必要な職員の定数は、別に定める。

(運営審議会)

第5条 本市公民館に運営審議会を置く。ただし、教育委員会の定める2以上の公民館について1の公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

3 委員は、それぞれ15名以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(給与)

第6条 職員の給与ならびに委員の費用弁償の支給については、[小浜市一般職の職員の給与に関する条例\(昭和26年小浜市条例第51号\)](#)ならびに[小浜市一般職の職員等の旅費に関する条例\(昭和35年小浜市条例第6号\)](#)の定めるところによる。

(経費)

第7条 公民館の経費は、市費、補助金、寄附金その他の収入を以てこれに充てる。

(その他)

第8条 法令およびこの条例に定めるもののほか公民館の運営および管理に関して必要な事項は、本市教育委員会が定める。

附 則

法令およびこの条例に定めるもののほか公民館の運営および管理に関して必要な事項は、本市教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に在職する運営審議委員の任期はこの条例の規定にかかわらず、昭和29年3月31日までとする。

3 小浜市公民館設置条例(昭和27年小浜市条例第21号)は、廃止する。

附 則(昭和30年2月21日条例第5号)

4 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和30年3月31日条例第17号)

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年3月31日条例第2号)

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和34年4月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年3月11日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年3月10日から適用する。

附 則(昭和39年4月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年4月1日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年4月1日条例第10号) ~

附 則(平成24年3月23日条例第12号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## ( 1 1 ) これまでの取組みと今後のスケジュール

時 期	内 容
<平成24年度>	
1 1月28日	公民館長・まちづくり委員長合同先進地視察（近江八幡市）
1 2月27日	第1回WG会議発足、調査・研究等の打合せ
<平成25年度>	
6月20日	第2回WGでの調査・研究（情報共有）
7月24日	第3回WGでの調査・研究（方法・スケジュール・役割分担）
8月 8日	課長・WG協議（方法・スケジュール・役割分担）
8月27日	第4回WGでの調査・研究（とりまとめ（案）の検討）
1 0月 8日	第5回WGでの調査・研究（現状、問題点などの検討）
1 0月11日	小浜市行政改革実施委員会
1 0月23日	公民館長・まちづくり委員長合同先進地視察（射水市）
1 1月14日	第6回WG調査・研究（役割・機能などの検討）
1 1月19日	第7回WG調査・研究（役割・機能などの検討）
1 1月22日	課長・WG協議
1 1月27日	小浜市行政改革実施委員会
1 2月24日	部長会議（進捗状況報告、意見交換）
1月 7日	第8回WG調査・研究（部長会議での指摘事項等の検討）
1月21日	第9回WG調査・研究（部長会議での指摘事項等の検討）
1月23日	課長・WG協議
2月 3日	企画・教育部長ヒアリング
2月 5日	政策会議
2月10日	議会全員協議会への説明
2月19日	社会教育委員、教育委員、各地区まちづくり委員会・公民館長などへの
~ 3月13日	説明・意見聴取
3月18日	第10回WG調査・研究（各団体との意見交換における課題の検討）
3月24日	課長・WG協議
3月下旬	WG調査・研究報告書の作成（庁内での方向性決定〔事務局案の作成〕）



<平成26年度>	小 浜 市	地 区
～ 5月中旬	各地区・団体との意見交換における検討課題の対応資料作成 財政課（交付金額）総務課（条例）関係課（包括交付金対象事業運用の基本的考え方）との協議 部長会議等での情報共有 原則、全地区を対象とした説明 ・わかりやすい全体説明資料 ・包括交付金の交付規則、概算額の算定 ・まちづくり協議会立上げマニュアルの作成 ・公民館事務の見直し など	市との意見交換 モデル事業実施の検討
5月下旬 (26日～30日)	第1回市民会議の開催（委員長：仁愛女子短期大学内山教授）	
6月中旬～	モデル事業希望地区への説明・意見交換など 議会全員協議会への進捗説明	まちづくり協議会設立の準備 （モデル事業希望地区） 必要に応じて準備委員会設立 ・スケジュール、規約、役員を選出方法、中期事業計画等の検討
7月上旬	第2回市民会議の開催	
8月中旬	第3回市民会議の開催	
8月下旬	地域拠点（公民館）のあり方のとりまとめ	
9月中旬	議会全員協議会への説明 モデル地区の公募・協議	
11月下旬	平成27年度当初予算要求（地域づくり包括交付金モデル事業（仮称）/アドバイザー雇用費含む）	まちづくり協議会の設立 規約、役員、事業計画等の承認 市への設立報告 3月中旬がリミット
3月下旬	モデル地区事業計画のヒアリング	事業計画等の提出

( 1 2 ) 協働のまちづくりにふさわしい地域拠点（公民館）課長・WG名簿

番号	氏 名	所 属	備 考
1	橋本 長一朗	企画部企画課長	
2	大岸 美由紀	教育委員会生涯学習スポーツ課長	
3	松井 直美	企画部市民協働課長	
4	檀野 清隆	企画部企画課グループリーダー	
5	石田 一郎	企画部企画課主査	
6	渡邊 英明	教育委員会生涯学習スポーツ課グループリーダー	
7	日比野 伸彦	教育委員会生涯学習スポーツ主査	
8	齊藤 睦美	企画部市民協働課グループリーダー	
9	芝 和繁	企画部市民協働課主査	